

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和5年6月7日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	水梨伸晃
8番	塚原正彦
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	伊藤裕一
16番	柳井哲也
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	神 戸 千 夏
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和５年第２回牛久市議会定例会

議事日程第３号

令和５年６月７日（水）午前１０時開議

日程第１．一般質問

午前１０時００分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第１、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、２番伊藤知子議員。

〔２番伊藤知子議員登壇〕

○２番 伊藤知子 議員 皆様、おはようございます。公明党の伊藤知子でございます。これより、通告に従いまして一般質問を行います。初めての一般質問ですので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

今回は、大きく３点にわたって質問させていただきます。

まず１つ目は、去る４月２３日投開票の牛久市議会議員選挙についてです。

最初に、投票時間についてお伺いいたします。茨城新聞の報道によると、茨城県内で今回選挙が行われたのは１７市町村で、牛久市を除く１６市町村では当日投票の締切り時間が繰り上げられました。法定の午後８時より２時間繰り上げて午後６時までとしたのは、日立市、古河市をはじめ、近隣では土浦市、利根町、美浦村など、何と１４市町村で８２％を占めております。１時間早めて午後７時までとしたのは、水戸市と龍ケ崎市の２市で、繰り上げた県内投票所は、６０３か所のうち５７９か所に上ります。終了時間の前倒しが広がる中、本市では変更なく行われました。茨城新聞には、本市の投票時間を繰り上げなかった理由として、規定どおりにしたと説明。今後については、そのときの状況次第とするとありました。

投票時間を繰り上げた理由として、土浦市は、昨年７月の参院選で期日前投票が４４．７％に上り、うち、大型商業施設で投票した有権者がその約５割いたとして、期日前投票の充実を強調。また、日立市は選挙結果を早く出したいのに加え、経費節減や投票立会い人の負担軽減もあると述べております。

また、１時間繰り上げの水戸市は、繰り上げなかった最後の２０１８年の県議選で、午後７時から８時の投票が全体の１％未満だったことを理由に挙げております。

本市において、今回、終了時間短縮に至らなかった理由はこういったものでしょうか。規定どおりにしたと言っても、先ほどの他市が述べているような期日前投票の充実や、投票結果を早く

出したいとか、経費節減や投票立会い人の負担軽減といったことなどで、終了時間の前倒しも多少は検討されたのでしょうか。

また、今後、投票時間繰上げの指標とするため、今回の選挙における午後6時から終了までの投票率を、途中経過も含め、お示しください。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 投票時間につきましては、選挙権を有する選挙管理委員4名で構成いたします選挙管理委員会において検討を行っております。

検討において注視したことといたしまして、平成31年から令和4年に執行した各選挙において、午後6時以降の投票者が一定数存在していたこと、また投票時間繰上げによる投票率低下を懸念したことから、投票時間繰上げを実施いたしませんでした。

今回の選挙の投票率は42.03%であり、市議会議員一般選挙においては最も低い投票率となりました。

投票時間は公職選挙法の規定どおりとしておりますが、その趣旨は、有権者が投票時間の繰上げによって、投票の機会を失うことがないようにすることでありまして、ひいては投票率の向上につなげる対応であることを御理解いただきたいと存じます。

また、今回の選挙における当日投票の午後6時から午後8時までの投票者数は2,172人、投票率は3.14%、午後7時30分から午後8時までの投票者数は442人、投票率は0.64%となり、当日の投票者数は1万8,082人でありますので、約1.2%の方が午後6時以降に投票を行っておりました。

議員ご指摘のとおり、期日前投票制度が浸透し、投票日当日ではなく、事前に投票を済まされる方が増加している傾向がございます。今後も期日前投票制度や投票状況等の動向を注視しながら、参政権を行使する機会を確保した上で、投票所の開設時間について慎重に考えてまいりたいと思います。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま御答弁をいただき、午後6時以降に投票に行かれる方も少なからずいらっしゃる事が分かりました。午後6時以降の時間に投票に行かれる方は、投票所が開いているからとゆっくりと投票所に向かう方なのか、それとも仕事や何かの都合で、駆け込みで投票所に来られるのか、実態は分かりかねるところではございますが、いずれにしても投票機会が失われることがないように、市民の皆様への期日前投票の理解と浸透に力を入れていただき、その上で、投票時間の短縮も今後御検討いただければと思います。

2つ目といたしまして、若い世代の選挙への取組についてお伺いいたします。

総務省のまとめによると、国政選挙における年代別投票率は、令和3年10月に行われた第49回衆議院議員総選挙では、10代が43.21%、20代が36.5%、30代が47.12%、そして全年代を通じた投票率は55.93%でした。

令和4年7月に行われた第26回参議院議員通常選挙では、10代が35.42%、20代が33.99%、30代が44.8%で、全年代を通じた投票率は52.05%となっています。

いずれの選挙でも、ほかの年代と比べて若年層の投票率は低い水準にとどまっています。しばしば指摘されるところですので、本市においてもこれまで若い世代への投票率を高めるため、様々な取組で若者への啓発をなされてきたことと思います。まずは、今回の選挙における本市の年代別投票率をお示しください。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 令和5年4月23日に執行されました牛久市市議会議員一般選挙の各世代ごとの投票率は、10代が24.95%、20代が19.75%、30代が27.30%、40代以上が47.40%の割合で投票しており、全体の投票率は42.03%です。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 次に、本市における若い世代への投票率を高めるための啓発として、これまでの取組や工夫など、教育面と、広報の面からと、それぞれお示しください。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 まず、広報の面からお答えさせていただきます。

これまでの広報活動の取組につきましては、若い世代に限らず、全有権者への周知のため、牛久市役所、牛久駅の東西及びひたち野うしく駅東西に選挙の懸垂幕及び横断幕を掲示しまして、そのほか市内大型店舗では、店内放送において期日前投票及び投票日当日の投票の呼びかけを行っていただくとともに、広報紙、ホームページ及びかつぱメールによる選挙の周知、公用車による街頭広報、牛久駅東口における選挙啓発ティッシュの配布及び投票の呼びかけを行う選挙啓発キャンペーンを行ってまいりました。

そのほか、投票所入場整理券を世帯ごとに送付する市町村が多い中で、牛久市では、有権者一人一人に送付していることも、若い世代の有権者の手元に届くという観点から、選挙の周知につながっていると認識しております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 私からは、教育面ということで学校の取組を御紹介いたします。

市内小中義務教育学校において、小学校6年生社会科では「国の政治の仕組みと選挙」を、中学校3年生社会科では「国の政治の仕組み」の学習をしています。また、授業を行う上で先生方は、教科書をそのまま教えるのではなく、様々な工夫をして、子供たちに質の高い学びを提供しています。

例えば、神谷小学校の6年生では、架空の都市、神谷市の市長選を行いました。4人の立候補者の選挙公約を聞き、市の実態からどの候補者に投票すべきかを考え、実際に投票箱を活用して模擬選挙を行いました。その後、たとえ自分が投票した候補者が当選しなかったとしても、全体の投票の傾向から、どれだけの人たちがどのように考えたかが分かるとともに、政治に意見が反映される仕組みについて理解することができました。また、衆議院選挙の投票率低下のグラフを提示し、なぜ投票に行かないのか、どうしたら投票率が上がるかについても考えました。振り返りでは、多くの児童が、自分が18歳になったら必ず選挙に行きたいと記述しました。

ひたち野うしく小学校では、6年生社会科「国の政治の仕組みと選挙」と、特別活動「ひたち野オリンピック応援団長・副団長の選出」と連携させて、主権者教育を行いました。立候補者の演説後、投票方法の確認を行い、児童一人一人が投票しました。

おくの義務教育学校では、5年生から9年生が生徒会役員の選挙を行う際に、本物の投票箱を活用して選挙を行ったり、オンライン選挙を行ったりすることで、選挙に関する興味、関心を高めることができました。

このように、各学校において、よりよい社会の形成に参画しようとする主権者として求められる力の育成に努めています。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま、若い世代への選挙の啓発について、本市の広報活動の工夫や、また教育現場での工夫の取組を伺い、よく分かりました。

再度、本市の主権者教育について伺います。先ほどの御答弁に、よりよい社会の形成に参画しようとする主権者として求められる力の育成とありましたように、広く主権者教育を捉えたときに、選挙の仕組みにとどまらず、子供たちが高校生、大学生へと成長していき、社会に飛び立ったときに、社会の中で生き抜く力や地域の一員、主権者として力をつけていくためには、本市ではどのような教育をされていますか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 平成28年3月の文部科学省の主権者教育の推進に関する検討チームは、主権者教育は単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題を、社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身につけさせることと述べています。つまり、若者を選挙に行かせるだけの教育でもなく、低い投票率を上げるための教育でもなく、国や社会の課題を自分事として捉え、よりよい社会をつくるために、自ら政治に参加していく人々を育成することが大切だということです。

市内の各学校ではこれらの力を育むために、総合的な学習の時間を核とした取組を展開しています。

牛久南中学校では、自分たちの地域の課題を解決するための地域活性化プランを考え、牛久シャトーを地域の大人たちと一緒に掃除したり、地区のお祭りの計画運営に取り組んだりしました。

また、牛久第三中学校では、全校生徒を地域ごとに分けて、地域のためになる活動を考え、実行に移しました。具体的には、アヤメ園の入場者を増やすためにアヤメ園をきれいにしたり、自分たちの地区の治安をよくするために、防犯ポスターを作成して地域住民に呼びかけたりしました。

おくの義務教育学校では、年々学区に増えるソーラーパネルと、人の手が入らない放置林を問題視し、放置林が増えるくらいなら、ソーラーパネルを設置して収入を得たほうがいいのか、それとも森林の手入れをみんなで行って、奥野の自然を後世まで残していくべきなのかを、ソーラーパネルの企業やNPO法人の職員を講師として招き、真剣に議論しました。

このように牛久市内の小中学校では、地域の課題を見出し、その課題を自分事とし、様々な立

場の人々と協働しながら、課題の解決に向かう探求的な学習に取り組んでいます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁をありがとうございます。今後も主権者教育の充実した取組を継続していただきたいと思います。

それでは、若い世代への投票率を高めるために、今後の課題についてはいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 御指摘のとおり、若い世代、特に20代の投票率は19.75%と低い水準にあるため、若い世代により効果的に選挙の周知を行っていくことが必要であると認識しております。

先ほど教育委員会からも、主権者教育の一環という話がありましたが、小中学生や高校生を対象とした子ども議会を毎年開催しておりまして、議場において、市議会の一般質問形式を体験する機会がございます。若い人々が興味を持つよう、こうした取組についても情報を発信し、また若い世代が目にする機会の多いSNSの投稿数の増加や内容の充実を図り、より効果的に周知していくよう努めてまいりたいと思います。以上です。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 先ほど来、投票率の話ございました。私もずっとこういう市議会、市長選挙やっていまして、投票率は非常に気にかかるところでございます。私を感じたところでは、やはり新しくこちらに移り住んだ方、すごく地元の人、いろんな人との希薄な関係の地区は非常に投票率が低うございます。また、地域の活動、そしていろんな人の流れの交流があるところは高うございます。そういうところを、これからどういうふうにして投票を増やさないといけないのかなと。

牛久市でも子供たち、小学校、中学生、高校生においても、そういう同じこの場で、市議会の模擬的なものでやっております。そういうことも含めてですから、これ見ると10代は非常に投票率も、また20代はやっぱり大学等、それから就職等でちょっと少なくなってしまうのかななんてことがございます。

また、その広報についても、今までSNSとかいろんなやり方で、それで駄目だったら、もっと違うことを考えないといけないと私は思っています。例えばコミュニティバスに、これから選挙ありますとか、それから市内のタクシーにおいてもそうでしょう、市内を循環する関鉄とか、そういう公共交通において、あってもいいのかなと。それから、一番目につく人が集まる場所という、駅とか、そういう人が集まる場所にいろんな案内かけてもいいのかなと思っています。

先ほど来、投票時間の、牛久市は8時でございますけれども、私も就任してから、何とかもう少しならぬかなということで選挙委員会に話していますけれども、一定数のということで、8時まで。でも、やはり僕は時代に合った投票の仕方があってもいいのかな、そして期日前投票をこれまでやっていますから、そういうことでもうちょっとお願いしますよという話合いをしていますけれども、何せ選挙委員会で決めること、私たちが決める、執行部で決められることではな

いので、いろんな要望しているのですけれども、でもこういう状況ですという話は年中しているのでございますが、もうちょっといろんな社会情勢に合った投票時間でいいのかなと。職員の負担もあるし、あと何よりもあそこに立会人の方がいます。結構立会人は、話を聞くと、厳しい、つらいという話を聞いたこと何回もございます。そのようなことで、選挙についてももう一度、立ち位置を変えまして、いろんなところでそういう検討する時期なのかと私は思っています。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 市長からもお答えいただき、ありがとうございます。

今回、選挙運動で歩かせていただいたときに、何人かの若い方に出会い、聞いたところ、とても忙しいために、情報を集めたり深めることができず、選択が難しいという声が多くありました。また、投票率に表れているように、10代の初めての選挙は関心を持ち投票できても、その後大学や職場などで、一斉に行われる主権者教育の機会がなくなると関心が薄れてきたり、住民票の異動なく遠隔地に進学して、不在者投票のやり方を知らない、手続が面倒などの理由から、棄権してしまう20代の方も多いと言われております。若者の1票が、高齢者の1票の半分に満たないという現状がありますが、だからこそ一人でも多くの若者世代の投票行動につながる情報発信を、議員自らも取り組んでいかなければいけないと痛感いたしました。そして、反映されにくい若者の声を拾い上げ、市政につなげていくことも重要だと考えます。

本市においても、今後も期日前投票の周知も含め、若者が選挙に関心を持てるような、積極的かつ効果的なPRに努め、投票率を高めていけるよう、全力で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、郵便投票についてお伺いいたします。

高齢の方で、病院には入院されていませんが、体調が悪く外出できないとのことで、郵便での投票ができないかとの問合せがありましたが、郵便投票の基準に当てはまらず、投票を諦めざるを得ませんでした。本市において入院をするまでもなく、体調が悪い方や外出が困難な方は、一定数いらっしゃるのではないかと推察いたします。投票の意思があるにもかかわらず、投票の機会を逃してしまうことは、残念でなりません。

そこで、現在行われている郵便投票について、市独自の対策として、対象者の基準の緩和を考えてはいかがでしょうか。執行部の御見解をお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 郵便投票につきましては、公職選挙法第49条において、不在者投票制度の1つとして規定されております。選挙は、原則選挙人が自ら投票所に赴き投票することになっておりますが、障害または介護状態が法律の規定に該当する人に限って、この制度が適用されております。

体調不良などで外出困難な方が一定数おられることは推察いたしますが、不在者投票制度は、選挙の種別を問わず、全国の有権者が平等に選挙権を行使できるよう、公職選挙法において規定されておりますので、市独自の対策として対象者の基準の緩和をすることは困難であると認識しております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 法律の規定で、対象者の基準の緩和をするのは困難との御答弁でしたが、それでは郵便投票以外に市独自の対応策は何か考えていただけませんか。例えば、ニーズのある場所へ移動する、バスの期日前投票所や期日前投票所への送迎の支援など考えられてはいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 バス等による移動式投票所の開設をする場合、他市町村の実施例を見ますと、選挙啓発を目的としたものや、投票所が遠い山間部などの特定地域に設置する場合がありますことから、牛久市においては、移動投票所を設置する場所をどのように選定すべきか、また選挙人名簿対照を行う選挙システムについて、移動投票所では使用できないため、現在のところ課題が多いものと認識しております。

また、高齢者の送迎につきましても、65歳以上につきましては、2万5,000人ぐらい、たしかいたと思いますが、例えば対象者を誰にするのか、どこにお住まいの方など、平等性の観点からも課題があると考えております。投票所までの足の確保は、公共交通の支援策といたしまして、うしタク事業を実施しておりますので、投票所への移動手段としても、ぜひ御利用していただければと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 対応策としては、現状では難しいと認識いたしました。これから高齢化が進むと、山間地でなくとも、投票所に行くのが困難な方が増え、今後の課題ではあると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目の質問事項といたしまして、家庭ごみの取扱いについてお伺いいたします。

1つは、指定ごみ袋の問題です。本市のごみ袋は長方形の形をしており、結びにくく、特に握力のない高齢者の方などは大変負担を感じておられます。そして、固いものなどで傷をつけると破れやすく、口を結ぶと、思いのほか量が入らない。持ちづらく、においを封じ込めることができないなどの難点があります。しかし、持ち手があったらどうでしょう。コンビニ袋のような持ち手つきのごみ袋であれば、持ち手のところでしっかり結ぶことができ、量的にも多く入り、においも封じ込めることができます。市民の皆様の視点に立ち、利用しやすい持ち手つき型のごみ袋に改善するよう提案させていただきます。執行部の御見解をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 現在の牛久市指定ごみ袋は、平成7年度に指定ごみ袋モデル事業調査として、市内3行政区を対象に3か月間、大きさや色など、種類ごとに異なるごみ袋を実際に使用していただいて、使用していただいた市民の皆様から、使用状況など御意見をいただきまして、そちらを参考に平袋タイプに決定したという経緯がございます。

近年、ごみ袋の形状につきましては、平成29年度、令和2年度に、ごみ袋の減量・資源化促進に関する市民アンケート調査を行いまして、民意を把握しております。平成29年度調査では1,000人を対象に、また令和2年度の調査では対象人数を3,000人に拡大し、アンケー

トを行っております。その中で、現状の平袋型を希望する回答が、平成29年度の69.4%に對しまして、令和2年度は75.6%となりまして、平袋型を支持する割合が6.2ポイント増加するといった結果になっております。

このような結果を踏まえまして、現時点で形状を変更する考えはございませんが、今後におきましても、市民の皆様のニーズ等を的確に捉えながら、ごみに関する施策を展開してまいりたい、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 75%の方が現状の形のごみ袋を希望されているということですが、意外な結果という印象です。周りの方々の持ち手つき型のごみ袋を望む声は決して少なくありません。アンケートはどのような内容になっているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 令和2年度のアンケートの調査内容を申し上げます。

まず、平袋がよいか、手提げ型がよいかという質問を行いまして、75.6%という数字が出たのですけれども、次に平袋型と手提げ型、それぞれにこれがいいといった方、どういったところを支持するのか、利点は何なのかというのを複数選択可ということで質問させていただいております。

まず、平袋型を選択した回答者の方、1,145名いらっしゃったのですけれども、そのうち現状の形に不満がないというのが81.2%、930人の方が支持されていまして。これは現状使っているからということなののですけれども、そのほかに袋いっぱいまでごみを入れられるが36.2%、あとは形状的にごみ箱に設置しやすいというのも30.6%ありました。

一方で、手提げ型を選択した回答者、こちら333人いらっしゃったのですけれども、やはりこちら議員の提案にありましたように、ごみを入れた後に縛りやすい、これが断トツなののですけれども89.5%、持ち運びしやすいが55%、ほかの市町村から引っ越してきたのでしょうか、以前使ったことがあるというのが21.6%、このような結果になっております。

○諸橋太一郎 議長 2番伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 アンケートの内容を伺いましたが、平袋型を選択した方の一番多かった回答が、現状の形に不満がないとのことでした。だからといって、持ち手つき型がよくないという評価になっているのかは、分かりません。平袋型の次に多かった回答が、袋いっぱいまでごみを入れられると、今36%ぐらいの方が答えていらっしゃってました。それに対し、持ち手つき型の回答で、ごみを入れた後に縛りやすいが、答えた方の80%以上いらっしゃったということで、持ち手型つきも、それなりのニーズがあると言えます。しかも、ごみの減量化につながるのは持ち手つき型のごみ袋です。これからは調査研究を継続して、なるべく多様なニーズにも応えられるよう、ごみ袋の形を選べるようにするなども含め、今後も検討をお願いいたします。

続きまして、本市の家庭ごみの事業として、ふれあい訪問収集についてお伺いいたします。

ふれあい訪問収集とは、介助・介護を必要とし、自由に外出することができないため、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者の方を対象に、直接御自宅までごみの収集に伺

う制度ですが、どの程度の介助・介護が必要なのか、詳しくお示してください。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 ふれあい訪問収集は、ごみを集積所まで出しに行くことが困難な高齢者の方や、障害者の方を支援し、ごみの適正処理と福祉の推進に寄与することを目的にしております。令和5年4月末日現在で52世帯の方に御利用をいただいております。

ふれあい訪問収集を御利用いただくには、日用品の買物ができない、認知症があり日時の区別がつかないなど一定の条件はございますが、介護認定や、障害者手帳の等級だけで判断しているものではなく、介護保険や障害者手帳の認定状況は加味するものの、日常生活における介助の状況、集積所までの距離やその状況、歩行、歩けるかどうか、あるいは転倒のリスクはないかなどを総合的に判断させていただいて、制度を利用していただけるかどうかの可否の決定を行わせていただいております。具体的には、御自宅から集積所まで段差があるかないか、勾配がきつくはないか、転んでしまう危険性はないか、歩いていて、歩行していてふらつきがないか、あるいは会話が成り立たない状態にないかなど、ケアマネジャーやヘルパーとともに、直接申請者の方の自宅に伺って、書類や聞き取りだけでは不明な点も含めまして確認させていただき、判断を行っているのが現状でございます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁をいただき、利用者について柔軟に対応されていることが分かりました。このような質問をしたのも、実はふれあい訪問収集の案内を見た限り、基準に該当しないのではないかと利用できず、ごみ出しに困難を抱えていらっしゃる方が実際にいらっしゃるからです。先ほど提案した持ち手つき型ごみ袋の導入にも関連しますが、その方は事故で手に障害が残り、1人でごみ袋を縛ることができません。代わりに縛ってくれる御家族の方がいらっしゃればいいのですが、御主人様は、平日は単身赴任で地元にはいらっしゃいません。また、外出できないわけではないので、ふれあいごみ訪問収集の対象者に該当しないのではと考えておられます。そこで、どうされているかという、仕方なく、リハビリで知り合った、しかも高齢の御友人にわざわざ来ていただき、ごみ出しをしていただいているそうです。この方が、ふれあい訪問収集を利用でき、持ち手つき型ごみ袋が導入されれば、ごみ袋を利用する可能性が広がり、御友人の方にも負担をかけることなく、大変に助かりますとおっしゃっています。また、利用したくてもできない、ごみ出しに困難を抱える方がまだまだいらっしゃいます。さらに利用しやすい制度にしていいただければと思いますが、執行部の御見解をお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 今御質問いただきましたけれども、先ほど答弁申し上げましたとおりでございます。障害の等級とか、そういったもので判断している訳ではないということで御答弁させていただいたのですけれども、これ繰り返すにはなってしまうと思うのですけれども、実際に基準がもう明確な基準、障害の等級が何号とか、そういった級とかで出るわけではなくて、総合的にケアマネジャーですとか、ヘルパーなどと、御本人とお話をしたりしながら判断をさせていただいている状況でございますので、先ほどのごみの形状も含めて、今御質問にありました

とおり、今議員がおっしゃったふれあい訪問収集を希望している方というのが、ゴミ袋を縛るのもちょっと難しいということもありましたので、形状も含めまして、それとふれあい訪問収集の要件につきましても、きちっとした判断基準を設けてしまいますと、そこにのっとなってということになると、例外規定というのはなかなか設けにくくなると思うのですが、そういった声があるということはこちらも了解しているとか、分かりましたので、この制度をどのように皆さんにというか、本当に困っている方、本当に利用したい方に使っていただける制度にするべく、検討のほうは進めていきたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 答弁、大変にありがとうございました。引き続き、困っている方に寄り添った事業にしていきたいと思います。

それでは、最後の質問へと移らせていただきます。

これまで私ども公明党は、带状疱疹予防ワクチンの必要性を議会において何度となく質問させていただき、要望書も提出させていただきました。今回も公費助成に向け、一般質問で取り上げさせていただきます。

带状疱疹は水疱瘡、带状疱疹ウイルスの再活性化によって、80歳までに3人に1人が発症しています。2001年から2005年の調査では、50歳以上の方の抗体保有率は100%でした。以前は、子供が水疱瘡にかかったら家族もかかり、抗体ができていたのですが、2014年、子供への水疱瘡ワクチンが定期接種となり、子供が水疱瘡に罹患しなくなりました。家族も罹患せず抗体ができないので、現在は50歳代からの発症が増加しているのだそうです。

そして、怖いのが合併症です。顔面神経が麻痺してまばたきができなくなったり、失明するケースや難聴になられるなど、また発症された方の20%の方は带状疱疹後神経痛になり、3か月以上から、長い方で2年以上患う方もいらっしゃいます。

さて、带状疱疹を予防できるワクチン、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類ありますが、接種回数や費用、効果も異なっています。公費助成している自治体ですが、昨年10月時点では47自治体でした。現在まで約半年の間に公費一部助成を導入した自治体は、日本全国で広がりを見せ、実施の自治体がなかった茨城県にも、この4月より石岡市、小美玉市、筑西市、美浦村などで公費助成がスタートしました。助成の内容は、自治体によって様々な形で実施。石岡市は2種助成で生ワクチン4,000円、不活化ワクチンは4,000円を2回分補助。小美玉市は、種類や接種回数にかかわらず、助成は1回のみ4,000円。筑西市は、2種助成で生ワクチン3,000円、不活化ワクチンは6,000円を2回分補助。美浦村は、2種助成でそれぞれ半額相当の生ワクチン4,000円、不活化ワクチンは1万円を2回分補助しています。

本市におきましても、带状疱疹予防ワクチンの公費一部助成の導入に、今こそ取り組んでいきたいと考えます。御見解をお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 带状疱疹は、集団感染の可能性は低く、早期発見で有効な治療があるため、早期治療に向けた啓発も必要となる疾病でございます。宮崎県の大規模調査の結果によります

と、15年間の調査で带状疱疹患者の平均発症率は人口1,000人に対して4.38人ですが、50歳からの発症率は上昇し、70歳代にピークとなり、累積すると80歳までに3人に1人は罹患すると推定される報告がされています。

後遺症である带状疱疹後神経痛は、免疫低下や加齢がリスク因子であり、発症部位によっては失明や聴力低下・めまいなどにより、今までどおりの生活が困難となる場合もあることから、ワクチン接種等の発症予防に努めることは、大変意義あることと認識しております。

しかし国では、带状疱疹発症予防ワクチン接種について、令和4年8月4日に開催された厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会・ワクチン評価に関する小委員会において、带状疱疹ワクチンを含む6種類のワクチンの定期接種化に向けた検討がなされておりましたが、带状疱疹ワクチンは、期待される効果やワクチンの持続効果による導入年齢に関して検討を要するとされ、審議が継続となっております。

現在、带状疱疹ワクチンは2種類で、弱毒生水痘ワクチンが1回接種、シングリックス不活化ワクチンが2回接種で、それぞれにおいて発症予防効果や接種後の副反応、接種費用に違いがありますが、令和5年4月末時点の茨城県による带状疱疹予防接種市町村助成状況調査では、県内4市町村が2種類のワクチンの一部助成を開始しており、16市町村が検討中、24市町村は未検討という結果となっております。

当市といたしましても、接種助成に対する具体的な方針はまだ決定しておりませんが、既に実施している市町村の状況や効果的な実施年齢、適用ワクチンと費用対効果等、具体的な実施方法につきまして、引き続き調査研究を継続しております。

なお、今現在、感染症予防の最優先事項として、新型コロナウイルスワクチン接種に取り組んでおりますので、带状疱疹ワクチンの助成につきましては、今後の新型コロナワクチン接種や予防接種事業全体の動向を注視しながら、ワクチンで予防できる疾病としての優先順位を考慮しながら、牛久市医師会と相談しながら、引き続き検討してまいります。以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま市長から、带状疱疹は早期発見で有効な治療薬があるため、早期治療に向けた啓発も必要な疾病ですと御答弁をいただきました。全くそのとおりだと思います。

私の家族においては、2人带状疱疹に罹患したことがあります。带状疱疹は、治療が始まってからは、治療薬の効果で次第に治癒していきませんが、症状の出方は個人差があり、母親の場合は、脇腹から鼠蹊部にかけて強い痛みが出て内科を受診しましたが、病気も原因も分からず様子見となり、発疹が現れるまで約2週間痛みに苦しみました。発疹が現れてからは、コマーシャルなどで情報発信されていたので、すぐに皮膚科を受診し、带状疱疹の診断に至りましたが、発疹が現れるまでなかなか診断がつきにくい病気なので、このように簡単ではなく重症化すると大変な病気であるため、公費一部助成で負担軽減してワクチンを接種し、带状疱疹を予防できるのであれば、市民の健康を守るために最善だと私は確信しております。

そこで、伺います。市民の意識はどのようなものか把握されていらっしゃるのでしょうか。

ょうか。アンケートを取られてはいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 带状疱疹ワクチンにつきましては、最近テレビ等で話題になっていることや、ワクチンが高額であるため、市民が費用負担を希望していることは、アンケートは実施しておりませんが、承知しております。しかし、市民が希望する任意の予防接種につきましては、市が独自に補助を行うことは、ワクチンの効果はもとより、健康被害が生じた場合の補償額も、定期接種の場合と大きく異なることも含めまして、慎重な判断が必要となる事案でございます。

予防接種は、自分が病気にかかりにくくなるためだけではなく、社会全体でも、その流行を防ぐ目的のために公費で賄われ、定期接種では9割以上の方が接種し、公衆衛生を国民みんなで守っていると言えます。

带状疱疹につきましては、国も定期接種化を検討しており、導入に当たり課題となっている導入年齢などにつきましては、市が独自に行うとしても同様の課題となります。市といたしましては、引き続き国の動向、実施自治体の現状、ワクチンの有効性などについて、調査研究を継続してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 コロナも5類になり、治療薬もできました。ただいま御答弁いただきましたが、国の動向を見ていては、どんどん遅れてしまいます。いよいよ带状疱疹の予防にも力を注いでいくべきと考えております。ワクチンの一部助成を、他市が実現できて、本市において実現できないわけがないと思うのです。ぜひ取組を開始していただきたいことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、2番伊藤知子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、マンションの適正管理についてであります。

我が国のマンションにおいては、建物の高齢化と居住者の高齢化という、いわゆる2つの老いが進行しております。築40年を超える高経年マンションは、今後とも増加する見込みであります。適正なタイミングで大規模修繕工事が実施されなければ、外壁の剥落など、地域の居住環境

にも大きな悪影響が生じるおそれがあり、行政からマンションの管理組合への支援が必要となります。

政府は、令和５年度から適切な修繕工事を実施したマンションの所有者の固定資産税を減額するマンション長寿命化税制を創設し、マンションの修繕工事を政策的に後押しできるようにしました。ただ、この税制の適用を受けるためには、市において、まずマンション管理適正化推進計画を作成する必要があります。策定済みの自治体もある一方で、策定の予定時期が遅い自治体や、策定予定のない自治体も多数あります。今後、全国で生じる老朽化マンションの問題について、マンション管理適正化推進計画の策定をはじめとして、各自治体での取組を強化していく必要があると言われております。

牛久市にはマンションが２７棟あり、戸数といたしまして２，７１１戸あります。そこで、実態調査を行い、国の基本方針に基づき、マンション管理適正化推進計画作成の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 マンション管理適正化推進計画作成の考えについては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第３条の２の規定により、市はマンション管理適正化推進計画を作成することができるかと規定されております。

牛久市にも、法第２条に定義されている区分所有マンションが、令和５年１月１日現在で２７棟ございまして、現在までに管理組合の運営が不適切な事例はございません。しかし、マンション管理組合の不適切な運営がないとはいえ、今後の老朽化や区分所有者の高齢化に伴い、管理組合の担い手不足等の将来の課題があることから、市マンション管理適正化推進計画を作成する必要があると考えております。

現在、市において計画を作成するため、県の説明会の参加、そして情報収集等の事務を進めておりまして、整い次第、実態調査の実施項目も織り込んだ計画を策定してまいりたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○３番 藤田尚美 議員 茨城県内を見てもみると、なかなか作成動向なしというデータがあるのですけれども、その中で牛久市は今後策定していくということで御答弁いただきました。管理適正化推進計画を策定するというので、どのような位置づけの計画として策定していくのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 位置づけでございますが、市が策定を計画しておりますマンション管理適正化推進計画につきましては、牛久市の都市計画マスタープランの中高層住宅ゾーンの方針でございます、快適に生活ができる都市居住型住居の立地を促進するとともに、住環境の維持、形成に努めるという計画に基づきまして、位置づけを考えてございます。

なお、計画の内容といたしましては、マンション管理計画の適正化の推進、管理計画認定制度について、区分所有者や管理組合への助言指導、また制度につきまして、普及啓発等を盛り込み、地域の実情を踏まえつつ作成していければと考えてございます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 様々な位置づけをしながらということで、その中で地域の実情を踏まえながら、この推進計画を策定していく上での課題を伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 課題でございますが、まずメリットといたしましては、市が適正化推進計画を策定いたしますと、管理組合でマンション管理計画を作成し、管理者側からの申請により、市が認定することができるようになります。管理組合のマンション管理計画が市の認定を受けることによりますと、まずマンションの管理水準の維持や、維持が向上したりして、マンションの購入希望者が一定の管理水準を満たしているかどうか把握することができるようになります。マンションの市場評価、いわゆるマンションの値段ですね、こちらが上がらないかもしれませんが、下がりも抑えられるかもしれないということ。または、立地している地域の価値の向上も期待できるものと考えております。

さらに、認定を受けたマンションにつきましては、長寿命化に資する一定の基準を満たし、大規模修繕工事を行いますと、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで実施した場合、先ほど議員のほうでも御説明ありましたが、大規模修繕工事を完成した翌年度分から、建物に関わる固定資産税額が3分の1、牛久市の場合は3分の1なのですけれども、牛久市の場合は3分の1減額されますということです。

一方でデメリットにつきましては、マンション管理組合の事務負担が若干増えてしまうということ。それから、認定制度の5年ごとの更新もありまして、管理組合の負担は決して少ないものではないのかなと考えます。また、管理組合は民間のため、市が行う実態調査等に協力いただけない場合があるやもしれないという懸念は少なからずございます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 メリットもデメリットもあるということで、メリットといたしましてマンションの市場評価や、立地している地域価値の向上も期待できるということではありますが、具体的に計画策定に向けたスケジュールはどのように考えているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 マンション管理適正化推進計画の作成に向けましたスケジュールにつきまして、先に答弁させていただいたとおり、作成に向けた今準備事務を進めているところでございます。

今後、茨城県が策定するマンション管理適正化推進計画と整合性を取る必要性もございますので、今年度予定されている県の、今年度かどうか分かりませんが、県では今進めているらしいので、県の適正化推進計画が作成され次第、そちらと照合して、速やかに市も計画を作成してまいりたいと考えてございます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 県も進めていくという御答弁でしたので、市と整合性を合わせながらという計画策定をお願いいたします。

次に、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができるマンション管理計画認定制度について伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 マンション管理計画認定制度につきましては、市がマンション管理適正化推進計画を策定した場合、マンション管理組合は、マンションの管理に関する計画を作成し、市に認定の申請をすることができ、市はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4の規定に基づき、その内容が認定基準を満たしている場合には管理計画を認定することができます。

さらに、管理計画が認定されることにより、将来の建て替えや区分所有者の建物の管理の円滑化、地域環境へ配慮した建物の維持管理など、マンション管理組合による管理の適正化を図ることで、認定を受けたマンションの資産価値が高く評価されることなど、メリットが期待されるところでございます。

この認定制度の手続方法は、国土交通省令である法律施行規則により詳細に定められておりますので、牛久市におきましても法令を遵守し、認定手続を進めてまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 認定手続を進めていくということで、令和2年6月に改正されたマンション管理適正化法で、マンション管理適正化推進計画を地方公共団体が作成できるようになったということと併せて、マンション管理計画認定制度が創設され、令和4年4月1日に施行されております。認定制度は、適正に管理されていない危険なマンションをなくすために、管理計画が一定の基準を満たす場合に、マンション管理組合が地方公共団体から適切な管理計画を持つマンションとして認定される制度であります。認定を受けることで、区分所有者の管理への意識が高くなり、適切な管理が進んでいく、適正に管理されたマンションとして市場に評価されます。適正な管理のマンションがたくさん立地していることで、地域の価値や魅力の向上にもつながります。

また、認定を取得したマンション購入の際には、直接的なメリットも生じてきます。昨年12月に閣議決定されました政府の税制改正大綱では、老朽化したマンションの修繕工事を促すため、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合に、区分所有者の翌年度の固定資産税を減額するマンション長寿命化促進税制が盛り込まれております。この対象となる要件は、築後年数やマンション戸数などのほか、令和5年度から令和6年度に工事を完了しないといけないということ、マンション管理計画認定制度の認定を受けていることという条件があります。この認定制度を運用するためには、先ほどもありましたが、管理適正化推進計画をつくっている必要があります。計画と認定制度がセットになってきます。計画策定と併せた認定制度もぜひ早くやっていただきたいと思いますと思いますが、策定順序を伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 結論から言いますと、同時に策定したいのと、策定できればと考えてございます。マンション管理適正化推進計画とマンション管理計画認定制度の判定につきまして

は、市がマンション管理適正化推進計画を策定することで、マンション管理組合が作成したマンション管理計画を市が認定することになります。市といたしましては、市マンション管理適正化推進計画を策定した上で、同時にマンション管理計画認定制度を創設し、マンション管理組合から申請手続が進められるよう、手続できるよう検討していきたいと考えてございます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それでは、次にHPVワクチンの男性への助成について伺います。

男性へのHPVワクチン接種の目的は、男性本人のHPV感染による病気を予防することです。日本では、2020年12月に肛門がんや尖圭コンジローマの予防を目的として、9歳以上の男性にも4価ワクチンを接種できるようになりました。現在、男性への接種は任意のため、3回接種で接種費用約4万円から5万円程度は全額自己負担となります。

HPV感染は、男女間で感染を繰り返すため、男女にワクチン接種をすることにより、感染の広がることを効果的に抑えることができます。社会全体で接種率を上げると、ワクチン接種者だけではなく、同じ集団のワクチン未接種者もHPV感染や関連疾病が減少する集団免疫が得られるとの報告があります。

対象世代のニーズについて、2020年11月17日、HPVワクチンについて、男性も定期接種として無料で受けられるようにしてほしいと、男子大学生らがおおよそ1万5,000人分の署名を厚生労働省に提出いたしました。代表の方は、男性の接種の恩恵は大きく、子宮頸がんの撲滅にも貢献する、ぜひ議論してほしいと求めました。署名を提出した方は、自分も接種したかったのに、費用負担が壁になり接種できなかった、防げるはずの病気で苦しむことを減らしてほしいと訴えておりました。

国内最大規模の子ども・子育て支援団体の公式ツイッターアカウントの実施したアンケート調査では、男性へのHPVワクチン接種が必要と答えた方は8割以上に上っておりました。また、男性への接種で生じる主なハードルは、費用が自己負担であると、自費接種であることがボトルネックになっていることが分かりました。

子宮頸がんの発生予防を目的としたHPVワクチンについて、令和4年に定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、令和5年4月から9価HPVワクチンも定期接種として使用可能となり、牛久市におきましても9価ワクチンについて周知していただき、HPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

日本では、子宮頸がん予防として、女子のみに定期接種となっているHPVワクチンですが、海外では男女ともに公費負担で接種できる国もあります。そこで、男性もHPVワクチンを接種することで、どのような期待ができるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 HPVヒトパピローマウイルスは、ほとんどの大人が感染しているごくありふれたウイルスで、約200種類の遺伝子タイプがあり、そのうち悪性腫瘍の発生に関係の深いHPVタイプは、高リスク型HPV、良性のいぼ等の発生に関係するHPVは、低リスク型HPVと呼ばれています。

感染経路は主に性的接触が原因とされ、男性の場合も性的接触によりHPVに感染する可能性があります。遺伝子型が高リスクの場合は、陰茎がん、肛門がん、中咽頭がんなど、低リスクの場合は性器、尿道、肛門などに尖圭コンジローマといういぼがあらわれる可能性があります。HPVワクチンを男性に接種することで、自身のHPV感染によるがんや尖圭コンジローマの発症が予防でき、自身が感染源にならないため、大切なパートナーを病気から守る効果も期待できます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 女性にも男性にも期待があるという御答弁でしたが、男性もHPVワクチンを接種することで、男性自身のHPV感染による疾病を予防できることに加え、パートナーへの感染防止や社会全体での感染リスク低下など、接種の意義は高いと言えます。

一方で、男性のみ全額自費で接種を求めるのもハードルが高いと思います。そこで、男性がHPVワクチンを接種する際の接種費用を、一部でも市で助成できないでしょうか。全国でも、令和4年度に青森県平川市が、また令和5年度から東京都中野区や群馬県、千葉県などが独自助成制度を開始すると報道されております。本市において、女性の接種率を上げるのはもちろんのこと、ジェンダーの問題に取り組む方から、男性も接種によって肛門がんなどが予防できることなど、無料の接種に位置づけてほしいというお声がありました。市として独自助成制度のお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 現在、子宮頸がんの予防を目的としたHPVワクチンは、9価ワクチン・シルガード9、4価ワクチン・ガーダシル、2価ワクチン・サーバリックスの3種類となっており、定期接種の対象を小学校6年生から高校1年生相当の女子としています。

しかし、4価ワクチン・ガーダシルは、令和2年12月4日に開催された厚生労働省第7回薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、肛門がん及び尖圭コンジローマの予防に対する適用拡大が承認され、ワクチンの対象者を9歳以上の者とし、男性への接種が承認されました。

4価ワクチン・ガーダシルは子宮頸がんの最も多い原因である16型と18型と尖圭コンジローマ等の原因に関与する6型、11型の4つの型を含んだワクチンであり、現在も国の審議会において、男性への定期接種について検討が行われております。

現在のところ、任意接種として、全国9市町村において、男性へのHPVワクチンの一部公費負担が行われておりますが、牛久市では任意接種における公費負担を行うに当たっては、国の動向を見極めるとともに、感染すると生命を脅かし、合併症や集団感染の可能性がある疾病の予防として有効である予防接種かどうかなど、牛久市医師会と相談しながら、優先順位をつけて助成の検討を進めております。今後、男性へのHPVワクチン接種助成についても、調査研究し検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 調査研究ということでありまして、ここ最近では、埼玉県熊谷市でも一部助成が始まります、10月より。接種対象の年齢は、女性の場合と同じ小6から高1相当

で、1回につき約1万8,000円を上限に助成、計3回接種してもらうことを想定しており、この年齢の約4,100人の2%に当たる83人分の男性ですね、男性83人分の費用453万円を予算化していく、この助成開始は10月ということで、医師会ではもっと早めて10月前に開始していきたいという動きがあるという報告を受けております。

これに対して、牛久市で考えたところ、この2%という想定、熊谷市と同じように考えた場合、男性接種の接種見込み、熊谷市は未知数のため接種率を2%として積算しているようなのですが、同様に牛久市に置き換えると、小6から高1までの男性人口は2,071人でした。その2%、41人であります。そうすると、200万円程度で開始できます。また、その半額助成では100万円相当となるそうです。金額ではないと、今までは医師会、または調査研究という流れの中で、男性接種に対しては未知数というのが、他の市町村でもそうやって考えていられるということで、このような金額の中で打ちたい子が打てるという状況でもあります。再度、この一部助成について伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 子宮頸がんの予防のためにワクチン接種は有効であるというのは事実ですが、積極的勧奨となった令和4年度でも3割弱程度の接種率、1,035件の接種率であり、まだまだ接種を控えている方が多い状況です。それは、今まで言われていた健康被害の件があるためであって、任意接種と定期接種では補償の額が大きく違うこともあり、任意接種となる男性への接種は、効果やエビデンスに調査研究する必要があるかなと思っております。

また、今現在でも3割程度の方しか受けていないという接種率が低い状況の中ですので、やはり子宮がんの早期発見ということのために、子宮がん検診についても多くの方に受けていただけるよう、ワクチンだけでなく、検診も含めて、周知を行って受診勧奨に努めていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 調査研究ということで、しっかりと進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、アピアランスケア事業についてであります。アピアランスは、広く外見を示す言葉として、がん治療におきましては、手術、抗がん剤、放射線などの治療により、傷跡、脱毛、皮膚の変色、爪の変化など、患者の体の様々な外見の変化を指すものとして、これらは患者にとって大きなストレスとなります。

国立がん研究センターによりますと、アピアランスケアの定義につきましては、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアとなっております。

厚生労働省は、閣議決定されました第3期がん対策推進基本計画においても、アピアランスケアを含むがんと共生につきまして、3つの柱の1つと位置づけ、取組を進めるということで認識しているところであります。

支援内容でございますが、支援といたしまして、主に相談情報、提供 などと思われませんが、茨城県においては、いばらきがん患者トータルサポート事業という補助金を創設しております。これは、茨城県看護協会の委託事業として、看護協会におけるがんに関する電話相談や面接、がんに関する情報の提供、がん患者向けの補助事業などを主な業務として行っているいばらきみんなのがん相談室において実施しているところであります。この事業、化学療法、放射線療法等による脱毛や、手術療法等による乳房切除など、がん治療における外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、心理的負担の軽減とともに就労等社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的としておりまして、ウィッグや乳房補整具の購入経費に対し、2万円を限度に2分の1の補助を行うものでございます。

そこで、国の第3期がん対策推進基本計画の中に、がん患者とともに生きていくためには、就労支援のみならず、治療に伴う外見アピランスの変化といった社会的な課題への対策が求められております。本市のアピランスケアの取組について、現状を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 アピランスケアとは、がんやがん治療に伴う外見の変化による気持ちのつらさを和らげるケアのことで、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、がん患者の苦痛を軽減するケアとして注目され、そのニーズも高まってきているところです。

牛久市には、現在独自の仕組みはございませんが、茨城県は、議員申し上げたとおり、いばらきがん患者トータルサポート事業として、ウィッグ・乳房補整具の購入費用の助成制度等を、茨城県看護協会に委託して行っております。補助の対象は、申請日時点から過去1年以内に購入またはレンタルした全頭用かつら及び乳がん術後用の乳房補整具で、費用の2分の1、上限2万円の補助となっております。市に相談があった場合には、御案内をしているところです。以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、近年では、がんと診断されたときに仕事をしていた人が4割以上いる現状の中、外見の変化や精神的な負担を軽減するため、治療と仕事の両立を支援する必要があると考えます。そのため、当事者の方は、医療用ウィッグや胸部乳房補整具の購入をいたします。がん患者ウィッグ、補整下着は県補助がありますが、先ほども御答弁ありましたが、一生に1回しか使えません。抗がん剤治療から2年過ぎていても、前髪が伸びない。また、針金が折れたり、買い換えたいが高いというお声があり、補助が欲しいとお声が私のほうに届いております。また、再発で抗がん剤をする患者もいますので、都度、抗がん剤初回領収書で県補助を既に受けた人のみ、2回目からは市で補助してほしいというお声も届いております。下着も同様、前開きで県補助での下着もよれたり、買換えが必要なのです。治療期間中は、回数制限なしで、毎年5,000円から1万円程度の助成があると助かるとの当事者からの声も届いております。近隣市町村を見ましても、今このような助成が行われていると伺っております。牛久市におきましても、この独自の補助を考えられないでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 がんを診断され治療していく精神的な不安の中で、さらに外見での変化の苦痛に耐えなくてはならない現状があり、その苦痛を軽減するためのウィッグ等の補整具は非常に重要なものと認識しております。医療用ウィッグ等の購入費の一部助成については、茨城県が実施しているほかに、常総市、笠間市、つくばみらい市、守谷市、日立市の5市が市独自で行っております。助成の内容は、県の助成事業との併用の可否、年齢制限の有無など適用条件が様々であり、助成金額についても上限が1万円から3万円までとなっております。

県は、看護師協会に委託しているこの事業を、3年ほど前に市町村に移譲することを提案されたため、当市としても事業開始に向けて、予算の概算や要綱の制定など準備を進めていた経緯がありますが、急遽、一旦県が取り下げて以降、現行のままとなっております。そのため、現時点では市独自の事業として、県と並行して行っていく考えはございませんが、今後については、県の動向や実績の現状の把握に努め、調査研究してまいります。以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 県から移譲されなくなったということで、市としても開始に向けて進めていたにもかかわらず止まってしまったというのは、何が原因なのかお分かりでしたら、お伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 急遽、3年前にお話いただいたときは、本当に市で独自にやってもらいたい、市に県でやっているものを移譲したいということでしたので、牛久市なりにどういったことがいいかということを考えていたところでした。計画を立てていたのですが、急遽やはり継続してやっていくことになるということで、理由は明らかにされておりました。なので、今後県がどの範囲までの補助を続けていくのか、終わりにするのか、そういったところも含めて、市では検討していかなければならないと思っておりますので、今は状況を見ているようなところ です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それでは、市として、今県から移譲されなくなったということですが、市の思いというのですかね、市独自としてやっていくということは、今後も考えていかれるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 議員にもお声が寄せられているということなのですが、これは医療の続きで、病院からいろいろな指示を受けたり、相談を受けたりということはあるのかもしれないのですが、現実的に市にそういったウィッグだとか補助具のことでの相談は、いまだ一件もないような状況です（「市民からの御相談、御要望がありました」に訂正あり）。なので、現状としてどういうところで不便を感じていたり、県の補助では足りないだとか、どういうところで不便を感じているのか、そういったところも含めて調査検討し、必要性を明らかにしていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 今後、がんのケア用品への需要が高まり、アピランスケアについて相談が多岐にわたると考えますが、今後、相談体制及び情報提供はどうされているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 アピランスケアについての相談につきましては、県が茨城県看護協会に委託し、平成28年からいばらきみんなのがん相談室として、平日の9時から16時まで無料で相談を受け付けております。相談員は、がん治療に携わった経験のある看護師やがん患者当人等で、個々の悩みに寄り添った対応をしております。具体的には、電話や面談による相談支援、就労支援、がん患者体験者によるピアサポート、そしてウィッグ、乳房補整具の購入費用補助制度の申請等となっております。

アピランスケアの対象は、必ず医療機関に受診されておりますので、まず治療している医療機関での情報提供が重要となります。しかしながら、医療機関で十分な情報提供が得られなかった場合や、もしものときの情報として、市民に周知することが重要であると考えております。

市では、関連事業について、市保健センターロビーにリーフレットを常備し、必要な方々が自由にお持ちいただけるようになっているほか、市ホームページに掲載しております。今後は、市民への周知として、各種集団検診等でリーフレットの設置など、情報を必要とする方々に届きやすい方法を検討し、情報提供してまいります。以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 早速ホームページを見させていただきました。5月29日更新ということで周知され、またその当事者たちが目につくように、また新たに、改めて周知の徹底をよろしくお願いいたします。

続きまして、不登校支援であります。

全国の小中学校で不登校の児童生徒が急増し、約30万人となる。文部科学省は、令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとのCOCOLOプランを発表いたしました。不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことが重要であり、不登校の子供の保護者の会は非常に重要な役割を果たしております。しかし、現状では行政からの支援はなく、意欲ある保護者が自主的に設置しているため、保護者の会の設置は地域によって状況が様々であります。そういった状況を受けて、今回のCOCOLOプランでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援すると明記されました。

まず、そこで本市においても、教育委員会が不登校の子供の保護者であれば、誰でも自由に参加できる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、不登校の子供の保護者を支援していくことが必要だと思いますが、COCOLOプランを受けての今後の本市での取組について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 教育委員会では、指導課において、令和4年9月16日から9月30日に、不登校児童生徒とその保護者を対象とした、よりよい支援を考えるためのアンケート調査を

実施いたしました。その結果、保護者の39.2%が相談の機会の充実を望んでいることが分かりました。

牛久市教育センターきぼうの広場では、臨床心理士が児童生徒とその保護者が抱えている不登校をはじめとした様々な悩みに対応し、問題の解決を図る教育相談を実施しております。しかしながら、保護者同士のつながりをつくるような場は、現在のところ設けてはおりません。不登校や登校渋りという共通した悩みを抱える保護者同士が交流する機会があれば、子育ての悩みを周りの人に聞いてもらったり、不登校支援についての情報共有を期待することができ、ひいては保護者の心の安定にもつながると考えられます。

現在実施している個別の教育相談と並行して、不登校に悩む保護者が集い、臨床心理士がコーディネーターとなって相談し合える機会についても検討してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 アンケート調査で、40%近い保護者の方が相談の機会の充実を望んでいることが分かったということですが、検討で終わるのではなく、今年度、まずは1回開催してはいかがと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 実は、指導課の中でも同じような議論が始まっておりまして、きぼうの広場を利用している不登校児童生徒の保護者はもちろんのこと、きぼうの広場を利用していない子供の不登校や、登校渋りで悩んでいる保護者の方も対象にして、まずは1回ぐらいはきぼうの広場で保護者を集めて保護者会を実施したいと今考えているところです。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 せっかくきぼうの広場がございますので、利用していない方、している方、保護者の方は同じ悩みを持ち、1人で孤独を感じているお母様方もいる状況でもありますので、まずは1回開催していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、不登校の児童生徒は、一人一人の状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うため、多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要であります。そこで、教室に行きづらくなった児童生徒が、学校内で落ち着いて学習できる環境の設置が必要であります。

さらに、不登校の児童生徒が自宅にいても学習を進めることができるよう、1人1台のタブレットを活用し、授業を自宅等で配信してのオンライン指導の充実等が必要であります。そこで、教室に行きづらくなった児童生徒が、学校内で落ち着いて学習できる環境整備を、全ての小中学校に設置する必要があると考えますが、現在の設置状況と今後の取組について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 不登校傾向や登校渋り等の理由により、教室に入りづらい状況の児童生徒が市内ほぼ全ての学校にあります。それらの児童生徒の居場所にするための教室を、中学校では全校に設置しております。この部屋には、空き時間の教員やスクールアシスタントを常時配置することで、必要に応じて子供たちの相談に乗ったり、学習支援をしたりしております。

一方、小学校には、中学校のように常時対応できる教職員がおりません。そのため、保健室や

相談室、職員室などを児童の居場所として、養護教諭やスクールアシスタント、管理職等が臨機応変に対応しているのが現状でございます。

さらに不登校の理由は、対人関係や学力不振、体調不良や家庭環境など、子供によって様々なため、別室への登校のタイミングは児童生徒それぞれ異なっております。そのため、別室の運営も、学校の教員だけで対応することへの限界を感じております。子供たちにとって、落ち着いて学習できる環境となるよう、人的・物的環境を整え、居心地のよい居場所にしたいところですが、学校の教職員だけで運営することには限界を感じているということでございます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 本当に教員不足ということで、教員だけで対応するのは厳しいという答弁でした。私も中学校のルームを見学させていただく中で、先生が職員室で仕事をする時間を割いて、ルームに当番制でいられるという、本当に先生たちの働き方改革の中での課題ではないかなということも、私は現場を見て感じました。そのような中で、どのように運営していくのがよいのか、教育委員会のお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 教職員の実態からしてなかなか難しいというお話をさせていただいたのですが、教室に入りづらい状況の児童生徒に別室等で対応する教職員が不足しているという状況を踏まえたと、そういう子供の居場所について、民間や地域の方々と運営する校外の居場所というようなものも重要になってくるのかなと考えております。具体的に、ではどうすればという形にはなるのですが、今、学校運営協議会が各学校にも設置されておりますので、そういった現状をまずはそういう方々と共有しながら、校内、校外を含めて検討していかなければいけないのかなと考えているところです。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 学校運営協議会、校内の情報共有というのはとても必要だと思いますので、ぜひそういう方たちの力も借りながら、子供たちの居場所、環境整備をしっかりと整えていってほしいと思います。

次に、学校の授業を不登校の子供の自宅や校内の先ほどのルーム等、またきぼうの広場に配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきだと考えますが、その現状と今後の取組について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 市内の多くの学校が、不登校の子供のニーズに合わせて、オンラインでの学習を提案しています。

牛久市では、令和2年度に1人1台端末を整備し、子供がタブレットを家庭に持ち帰れる環境となりました。これにより、不登校や教室に入ることが難しい子供でも、自分に合った場所しながら教室での授業にオンラインで参加したり、タブレットのチャット機能を活用して、教員や友達とやり取りをしたりすることができ、学びの幅が広がったと言えます。

ある小学校の例ですが、授業にコミュニケーションツールの会議機能を活用し、子供が教室以

外の場所からでも授業に参加できるようにしています。教員は黒板の近くにタブレットを置き、板書や活動内容が画面越しに伝わるようにしながら授業を進めています。そして、グループでの学び合いの学習場面になったときには、タブレットをグループの中において、オンライン参加でも友達の輪の中に入れるように工夫しております。オンラインで参加している子供は、自分のタブレットの画面やマイクをオンにするかどうかの選択ができますので、そのときの体調や環境に合わせて、参加の仕方を自分で決めることが可能というような状況だと思います。

きぼうの広場にもインターネット回線が整備されており、子供は持参したタブレットを接続して学習に活用することができます。タブレットで学習支援ソフトに接続し、自分の学習進度に合った学びを進めている子供もいます。

今後も子供のニーズを確かめながら、一人一人に合った居場所からオンラインで授業に参加できるようにしていく必要があると考えております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 不登校の生徒の多様な学びの場が拡大している中で、そういった場での学びが学習成果として評価されないために、調査書が、成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されている問題があります。

今回のCOCOLOプランで示されたように、不登校生徒の高校進学を支援するため、自宅やルーム、きぼうの広場等での学びを確実に学校での成績に反映されることが重要であると思いますが、中学校における現在の状況と今後の取組について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 不登校生徒の高校進学について、令和5年度茨城県立高校入学者選抜実施細則には、茨城県立高等学校入学者の選抜に、自己申告書を提出することで、不登校等及び障害のあることにより不利益な取扱いをすることがないようにすると明記されております。

共通選抜の可否判定については、学力検査と調査書の両方を判断基準としますが、どちらを重視するかは各高等学校により決められております。実際に中学校に進学してから、体調不良により不登校になった生徒が、自己申告書を添えて出願し、学力検査を受けて希望の県立高校に進学したケースもあります。つまり、県立高校入学者選抜については、調査書や学力検査の成績、その他選抜に関する資料を参考とし、その学校で教育を受けるための能力や適性があるかを総合的に判定されるので、たとえ不登校であっても、希望する高校への入学を目指して挑戦することは可能ということと言えます。

中学校での評価についてですが、各教科等で提示した課題に取り組むことができた場合など、例えば美術や技術家庭の作品等を提出できた場合には評価につなげております。

ただ、不登校児童生徒の支援として、多様な教育機会の確保が望まれている状況がありますので、議員がおっしゃるとおり、学校以外の様々な場での児童生徒の学びについて、適切に評価していくことが大切だと考えます。そこで、国や県の動向も参考にしながら、学校と民間施設の連携方法であったり、オンライン学習の評価の仕方であったり、多様な学び方をしている子供たちの学習評価について、検討してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 多様な学びということの中で、不登校の民間施設がございます。その民間施設での出席取扱いの基準をどのように考えられているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 平成29年2月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律では、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示されました。また、令和5年3月には、茨城県教育委員会より、不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドラインが出されております。不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受ける場合、実施主体が支援の在り方や施設設備の要件を満たしており、施設での相談指導が、不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであること、さらに不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できるならば、校長が指導要録上、出席扱いとすることができるというように示されております。

今回出された県のガイドラインに基づき、民間施設での出席取扱いの基準を含めた市のガイドラインの策定に向けて、準備を進めてまいりたいと思っております。併せて、民間施設と連携を深め、不登校児童生徒の個別の状況に応じた必要な支援ができるようにしていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 校長が出席扱いを認めるということで、民間施設が利用できるということですが、牛久市の今現在において出席扱いとして民間施設を利用されている児童生徒はいますでしょうか、お伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 実は、今年度、市内市外を問わず民間施設を利用している児童生徒は、現在12名把握しております。そういった中で、校長先生が出席扱いとしているかという御質問だと思うのですが、現在在籍している学校の校長が認める場合には出席扱いとしておりまして、実はその12名の子供たちの中にも様々な利用状況がありますので、全員を出席扱いとしている状況ではないと御理解いただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 分かりました。

次に、先ほども答弁がありましたガイドラインは、いつ頃まで策定し、運用開始されていくのか、今後のスケジュールをお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 こちらもちょうど指導課で検討を始めておりまして、現在の予定というか、希望としましては、今年度中に策定し、来年度から運用ができればと考えているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 さきにも述べましたが、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不

登校対策をぜひよろしくお願いいたします。以上で一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、3番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番甲斐徳之助議員。

〔6番甲斐徳之助議員登壇〕

○6番 甲斐徳之助 議員 皆様こんにちは。引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に合わせ、日々活動しております甲斐徳之助です。

今定例会の一般質問においては、これまで質問させていただきましたこと、これまで寄せられました市民の声を、行政の皆様がどのようにお考えになっているかお尋ねしたいと考えています。

それでは、通告に従い一問一答にてお願いします。

初めに、キャッシュレスカード、地域マネーカードの導入についての進捗状況についてお尋ねいたします。前回定例会の一般質問において、地域キャッシュレスカードの事業は、ハートフルクーポン事業と絡めて進めていくと御答弁をいただきました。その後、どのように進んでいるか御質問させていただきます。

○諸橋太一郎 議長 神戸千夏環境経済部次長。

○神戸千夏 環境経済部次長兼商工観光課長 これまで、ハートフルクーポン券の電子化については、何度か議会でも答弁し、現在商工会と協議を進めているところではございますが、現時点では、発行元の商工会や事業者間でも、電子化については意見が大きく分かれているところであり、明確な方向性が打ち出されるまでにはまだまだ時間を要すると考えております。

また、どのようなやり方にもメリットとデメリットがございます。電子化は、利便性が高い反面、システムの導入経費のほかに運用経費がかかるようになりますので、運用の継続を考えると、現在のやり方を超えるコストパフォーマンスが確実に得られるかどうかは、事業者にとっては大きなポイントになると思われます。

しかしながら、電子化は時代の潮流ですので、商工会、事業者、購入者のそれぞれの立場から歓迎される方法を検討し、電子化の要望が高まり、商工会と事業者の双方の合意が得られた時点で速やかに進められるよう、今後も商工会と調整や協議を重ねて連携を図り、将来の導入に向けてよりよい制度運営に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。引き続き進めていただきたいと思います。

ハートフルクーポン券の事業と絡めていくというのは、取りかかりとして、すごくいいアイデアだと思いますが、私がこれまで議会の中で再三にわたり御質問させていただいたり、提案させ

ていただいているものは、例えば大手コンビニエンスストアとか、そういったところのチャージ型のスタイルで市民の皆様に御利用いただいて、地域活性化事業を図っていくということが、この事業の私の目的というか、ところにあると思いますので、いつまでにこれをやりますかとお聞きたいところであると思うのですけれども、関係業者や団体との調整もあると思いますので、前向きに進めていただきたいと思います。

そして、一番心配されるところは、加盟業者との経費の部分だと思いますので、その辺を中心に行政主導で進めていただければと思います。この質問に関しましては以上でございます。次の質問に入りたいと思います。

公共施設の維持管理についてでありますけれども、これも多くの方からお声が寄せられているお話であります。市内においての公共の運動施設の維持管理費についての御質問をさせていただきたいと思います。

市民の皆様の健康維持や運動不足の観点からも、スポーツ振興の推進は、市でも当然取り組んでいることと考えております。そこで、現況や実態を確認したい質問が1点であります。

まず、市内の運動施設はどのようなものがどれくらいあるのかお示しいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

市内には、牛久運動公園をはじめ、4つの運動広場がございます。牛久運動公園内には、体育館、野球場、テニスコート10面、武道館、多目的広場などが整備されております。また、牛久運動広場には、多目的広場、テニスコート2面、弓道場が、奥野運動広場には、多目的広場、テニスコート2面、クロッケー場が、栄町運動広場及び女化運動広場には多目的広場が整備されております。

令和4年度の市内運動施設の延べ利用者人数は22万3,969名であり、使用料収入の合計は2,418万3,505円となります。

施設の維持管理につきましては、運動施設の受付業務、清掃、植栽管理等について、業務委託により運営しております。令和4年度における市内運動施設の維持費用は、牛久運動公園が1億8,382万8,241円、運動広場については、牛久、奥野、栄町、女化、以上4施設合計で3,698万5,411円となっております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

その中でも、今回私が相談を受けたというか、声が寄せられているのが、テニスプレーヤー、テニスについてなのですが、その話をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

まず、テニスコートでこういう話がありました。大きな大会等が行われていて、名誉ある大会であるのに、開催に選ばれてうれしいと。ただ、残念な点もありましたと。それは、先ほど述べた、せっかく選ばれたのに、どことは言いませんが、コートに穴が空いておったりとか、ネットがぼろぼろであったりというような話を私にされて、それは本当に残念ですねと受け取ったわけです。それで、併せて質問していきたいのですけれども、その維持管理に併せて、経費のかかる

話であると思うのですが、今後、テニスに絞っていただいて構わないのですけれども、フェンスであつたりとか、コートのネット、それにコート自体ですね、こういったものに対して担当課としてはどのように対応していくのか、お答えいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

牛久運動公園のテニスコートの維持管理について、今後の方針を御説明いたします。

当テニスコートは、毎年多くの大会の会場として御使用いただいておりますが、周囲を囲んでいるフェンスやネット、コートにつきましては、老朽化が進んでおり、整備が必要であることは承知しております。ネットの穴やコート面のほつれなど軽微な補修につきましては、都度、職員で対応しておりますが、大々的な人工芝改修やフェンスの改修につきましては、高額な費用がかかるため、整備の検討をしている状況です。

また、一番使用率の高いコートで現在発生しているほつれにつきましては、職員による補修が困難な状況ですので、今年度に一部張り替えの改修を予定しております。

なお、当テニスコートは、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、平成22年度に整備したものでありますが、整備してから13年が経過しております。独立行政法人日本スポーツ振興センターに確認したところ、人工芝生化の再整備について、再度の助成金の申請が可能であるとのことでしたので、利用者が安心して使用できるよう、人工芝の全面張り替えも視野に入れた改修に向けて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 テニスコートでいえば、野球場の後ろにコートがございます。あそこは非常に、下のコンクリートの上に張ってあるものですから、そこもちょっとひどいことございまして、フェンスの穴とかいろいろございます。今、あその場所を新しくしようという話を教育委員会としていまして、場所をどこにしようかということも話しております。ですから、そういうことで、あの場所、テニスコートの改修については、今検討している状況でございます。そんなに長い時間かからないと思うのですけれども、そういう話をしています。

あともう一つ、先ほどの公共施設の料金のことなのですが、前から、小学校、中学校の体育館で、夜に市民の方がバレーとか、いろんな団体の練習をしています。今は無料ですけれども、ただ電気料の高騰、それから学校の施設であれ、やはり一つ施設を使うには、耳ざわりかもしれませんが、何かしらの負担金は僕はあってもいいのかなという話を考えています。それについても今、どのような形態で金額的にはどのくらいがいいかということを協議しているところでございます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。市長に答弁いただきまして、私も個人的には、市内の施設を使ったときには、受益者負担というのは、ゼロはないと思って、根底には思っているのですけれども、簡単にそれをゼロにしますとか、そういうことは言えないのですけれども、検討していただくのは大事なことだと思います。

今、次長の答弁にいきますと、何となく補助金のめどもついて、改修に向けたことを視野に入れているという話と、市長のほうで新しくしようという話の2通りの話があって、大変喜ばしいなと思います。

そこで、一応確認を取っておきたいのですが、ちなみに先ほどいただいたスポーツ施設の利用者数のうち、あと利用、使用料の件なのですが、テニスをやられている方、テニスコートにおいては、どれくらいの実数で、割り日も分かればありがたいと思うのですが、よろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

牛久運動公園のテニスコートについてですが、牛久運動公園、先ほど市内全体での収入が2,418万3,505円とお答えしたのですが、牛久運動公園に限りますと2,127万5,315円、そのうちテニスコートに関するところが、テニスの照明代も含めると794万730円、率にしまして約38%がテニスコートの使用ということでの収入になっております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。約22万4,000円のうち、3万1,000円利用ということで、20%ぐらいで、使用料に至っては、今実数いただきましたけど、約38%ということで、そんなに多くの市民の方が使っているコートは、もう当然ながら改善していくべきだと私は考えますので、ぜひ先ほども申し上げましたけれども、補助金とか、そういったもののめどが立っていく上で早急に改善すべきということで、市民のお問合せいただいた方とかには進めていくという声で、皆さんに周知していきたいと思っております。答弁は結構です。

それと、大きな3番ですが、動物愛護についての御質問に移らせていただきます。これも、市民の皆様から本当に多くの声が寄せられていて、今回全て声が寄せられている3つの質問事項なのですが、私この間県の動物指導センターに視察に個人的に行ってまいりました。そのとき思ったことと、寄せられている声を統合して、市政の場面に皆さんがどう考えられているかお尋ねさせていただきたいと思います。

まず1番目として、牛久市内の全体の現況の把握をさせていただきたいと思います。そういうペットとして所有の世帯数ないしペットの数はどのようになっているかお示しいただけますか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 現在、牛久市には飼い犬登録をされている犬が、5月26日現在なのですが、4,558頭おります。猫については、登録制度はありませんので、総数は不明となっております。また、その他動物、その他ペットについても総数は不明でございます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。私もちょっと素人ながらに調べてみたところ、犬は登録されてるのは義務づけ、この後多分御説明いただくと思うのですが、理解しました。猫がまだない。ただ、近隣の自治体ですと、古河市がやってるという話を聞いてます。

それもちょうと資料を確認しましたので、思うところではありますが、2番目の質問といたしまして、犬と猫の環境がなぜそのように違うのか、執行部はどのように把握されてるか、お考えをお示しいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 犬や猫の飼育についてでございますが、犬につきましては、先ほど4,558頭登録されているというのを申し上げたのですけれども、犬については狂犬病の予防を目的とした狂犬病予防法によりまして、生後90日を超えた日から30日以内に登録することとが義務づけられております。それとともに毎年1回、狂犬病の予防注射の接種が義務づけられており、これに反した飼い主には罰則規定もある登録制度となっていることから、飼われているペット、犬、全頭ではないと思うのですけれども、登録がされているというような状況になっております。

一方、猫についてはそのような制度がございません。一部の飼い主の方は迷い猫になったときに備えて飼い猫にマイクロチップを入れている方もいるようです。昨年6月からブリーダーやペットショップに対しましては、犬や猫にマイクロチップの装着が義務づけられておりますが、一般の飼い主にはまだ広がっていない状況にあります。猫については、その健康及び安全保持の観点から室内飼いを推奨しております。やむを得ず室内で飼うことができない場合には、みだりに繁殖しないように、避妊や去勢の措置を取るように市としては進めております。

このように、犬につきましては狂犬病予防法による登録義務があることから、頭数と飼い主も、登録された方だけですが把握できております。適正な飼養に向けた指導もしやすい状況にはなっておりますが、猫につきましては、どうしても野良猫に不適切に餌やりをしてしまうというような例も見受けられ、不幸な猫が生まれてしまう状況も見られるところです。このような、猫に対しても動物愛護の観点から、市ではボランティアと活動いただいている共生協力員の方と連携を図りながら、可能な限り必要な避妊、去勢等の措置を行った上で、新しい飼い主につなげるように促しております。

猫につきましては、法規制がなく、登録を促すことができないという部分もあると思われるところなのですけれども、先ほど議員からも御紹介ありました、今年度から開始になっております古河市の登録制度、こちらがまだ開始したばかりですので、その効果というのが今後出てくると思いますので、そうした猫の登録制度の効果を参考に、市としましても調査研究してまいりたいと存じます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 調査研究ありがとうございます。一応、古河の事例を私のほうでも少し話させていただきます。

まず、登録制度、1匹に対して500円ということですが、今年度はそういう形で、無償で、始めたそうです。現時点では1,000匹登録されていて、それぞれ負担割合の応分等がありますけれども、譲渡会の事業であったりとか、ワクチン接種であったり、地域猫の事業等があるようでして、一時預かりのボランティア事業もあると。先ほどお話にもありましたけれども、

けど、避妊や去勢、マイクロチップを使っていく、やっていくメリットもあり、利用者に関しても、行政の管理把握に関しても、お互いにメリットがある事業ではないかと思いました。

その中で、例えばですけれども、多頭飼いの管理であつたりとか、脱走する猫、犬もそうですね。迷子等にも有効と思われます。その中で、一応これは再質問させていただきたいのですが、登録制度を調査研究してまいりますということで、例えばこの辺ですと猫だけではなくて、近隣ですと、守谷市とか、あと常総市も始めたと、つくばみらい市もこれからやっていくという話らしいのですけれども、古河市の事例がある程度形をつくれたら調査研究でやっていくということですが、本市では、改めて部長申し訳ありませんが、どうお考えになりますか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 まず、先ほども答弁させていただきました、先行自治体であります古河市、こちらの効果を見ていきたいとは思っております。それに追随するような市町村もあるようには聞いておりますけれども、現時点では調査研究ということでの答弁にさせていただきますと思います。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 改めまして、それは引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

殺処分と預かり等についての本市の考え方の確認を取らせてください。先ほども申し上げましたけれども、県の茨城県動物指導センターへお伺いして、職員の話をお伺いすることができました。まず、県の考え方としては、自治体の管理や保護が優先と考えていて、その上で各自治体との連携が重要であるというようなお考えを示せるような話をお伺いすることができました。今話をしました古河市とか、あとは先ほど出た常総市あたりは、逆にこの連携の中で、あまりそういう制度を設けて上がってなくなっただけです。逆に受け取りに行くとか、そういうことが減ったというような実態があるというお話を職員のほうでされていました。

そこで、そういった背景を踏まえまして、本市では、殺処分や預かりについて、どういう対応や考え方を持っているのかお尋ねいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 犬や猫の一時保護や殺処分についてでございますが、市内に飼い主不明の犬や猫がいて、状況から保護することが適切であると判断した場合、茨城県動物指導センターに相談しながら、保護をお願いする場合がございます。引渡しまでの間、一定時間かかる場合もございます。市は預かる施設はなく、犬や猫にとってよい環境で保護することが難しいため、基本的には指導センターの引取り日まで、通報いただいた方の下で保護していただきます。動物指導センターに引き渡す当日に預かり、引き渡し形となっております。また、通報者が緊急の対応を求める場合には、動物指導センターまで市で移送する場合も考えられます。

茨城県動物指導センターも殺処分ゼロを目指しておりまして、基本的に譲渡につながるよう努力しております。

また、市で委嘱した動物との共生協力員に相談しながら、一時預かりをお願いした場合には、

共生協力員を通じて避妊去勢等の措置を講じたのち、愛護団体の譲渡会などで次の飼い主につながる場合もございます。

市といたしましても、保護された犬や猫については、愛護団体や活動家、県動物指導センターなどさまざまなルートにつなげることで、基本的に殺処分ゼロにつなげていければよいと考えております。

私の友人も動物病院をしております、ちょっといろんな話をしたことがございます。そのときはまだ、預かる制度がないものですから、市ではそういうノウハウもないのに、場所もないので預かることができないということも現状でございます。そういうときに、ある程度の補助をしながら、動物病院にその期間預かってもらうという方法もあるんじゃないかなんていうことでお話ししたことがあります。その病院は、そういうことを通じて、いろんな里親みたいなことをやったり、いろんなことでやっている、私たち行政とも非常に協力している団体、病院でございます、そういうことも考えながら、まずそういう施設な病院なんですけど、そういうところもいろんな協力を得ながら、そしてこういう動物愛護に基づいた、そのことについてのできる範囲ができるのかなと思っているところでございます。そういうことで、殺処分ゼロということであるのかなと思っております。以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 殺処分ゼロをぜひやっていくのを、市で殺処分をするということはないと思うのですが、動物指導センターに連絡を取るというのは、その可能性もあるということになってしまうのですよね。市長の今の御答弁ですと、場所がないという話でしたけど、これ、私思い出したのです。何となく使ってもいいのではないかなというところがあるのですけれども、武道場の補正予算を覚えていらっしゃいますか。今、私も調べています。補正予算を組んだときに、緊急避難時、昨日柳井議員もちょっと話されていたけれども、防災のところで、何か補正でその予算を組んだ記憶があります。私と守屋議員が、当時急に出てきた補正予算だから反対と、2票だったのをよく覚えているのですけれども、ああいうところを使われてみてはどうなのかなと思うのですけれども、それは質問ではありません。私がちょっと思いついたところです。

答弁の中でちょっと気になるのがありました。共生協力員に相談して一時預かりができたときに、避妊措置や譲渡会につなげていくということでありましたけれども、これが恐らく個人で請け負っているところ、どのような方がいらっしゃるのか完全に私は把握していませんけれども、多分相当負担になると思うのです。例えば維持管理とは言えませんが、動物ですので、当然食事、餌ですよ、餌代とか、あと当然場所、そういったのも、その負担割費も出てくるのではないかなと思います。その中で、個人への委嘱ではなくて、行政側が中心として組織で運営していくようなルール化が、私は必要ではないかと思いましたが、この話を聞いたときにですね。

そのようなことを前提に踏まえまして、次の4番項の質問に移りたいと思うのですけれども、今お話しさせていただいた団体などの設立や、そういった団体に業務委託、委嘱の考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 動物愛護の施策を進める中で、関連する主体の情報交換の場は重要であると考えております。今議員言われました、共生協力員の負担が大きいのではないかというお話でありましたけれども、茨城県や近隣の阿見町などには動物愛護協議会というものが組織されておりまして、獣医師や愛護団体、県の動物愛護推進員などが構成員となって情報交換を行っているような組織だと聞いております。

牛久市においては、毎年、市内獣医師が集まり、狂犬病予防事業に係る会議を行う中で、動物愛護、その他の課題に対する意見交換も行われているところであります。また、牛久市飼い主のいない猫の去勢及び不妊手術費助成事業を展開する中で、県動物愛護推進員や市内獣医師からの推薦で動物との共生協力員を委嘱し、先ほどの共生協力員の話ですけれども、一時保護及び譲渡の促進、飼い主のいない猫の去勢不妊手術の実施支援、動物愛護や適正飼養に向けた啓発などを行っていただいております。

これら協力員の中には、愛護団体などつながりがある方もいらっしゃいますので、そのルートで譲渡に結びつく場合もあり、獣医師、共生協力員などのボランティア、愛護団体などとケース・バイ・ケースでそれぞれ連携はしていただいているところであります。

牛久市に動物愛護協議会のような、行政協力員に負担がかからないような横断的な組織というのは、今のところありませんけれども、これからも牛久市近辺で活動する様々な団体などと情報交換をしつつ、可能であれば全体での連携を深めていきたいとは考えております。

先ほど議員、質問ではないけどということでおっしゃった、武道館が避難所になった場合のスペースということなのですけれども、これはあくまでも同行避難を想定したスペースということで、一時保護施設としての想定はしていないところですので、今後このスペースにつきまして使われ方についても、様々な主体から御意見を賜りながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 武道館についても、災害の一時的な場所なので、そういう場所で保管すると、いざ災害起きたら非常に混乱するということで、これはちょっと無理なのかなと私は思っております。やはりそういう動物を扱うにしても、素人ではまずできません。ですから、そういう専門職の方に一時預かってもらうのが一番いいのかなと思います。

そして、柳井議員からもいろいろございました。今、非常にペットが多い世帯がございまして、避難してくれと言っても、ペットがいるからできないということで、今は本当に家族と同様なペットでございまして、ですから私たちいろんな施策、人に関しての施策をいろいろとしますけど、やっぱりペットの施策もこれから、それに携わる人が多いということなので、やはりそういうものについても考えなければいけないと思っていますけれども、具体的にもうちょっといろんな、動物と共生する我々の社会というの、災害時においても、そしてこういう動物愛護にしても、そういうものからちょっと考え、もう少し深い考えをする時期なのかなと思うところでございます。それらについても、牛久市ではそういうノウハウがないものですから、やはり専門の方といろんな話をしながら進めたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。専門の方と話をするという市長のお言葉でありましたけれども、本当にそれは大事なことだと思います。武道場云々の話は1回置きますね。常勤にしたらいんじゃないかなという私の勝手な考えです。

その上で、場所の提供であつたり、専門の方をお願いしたり、意見を聞いたりというのに対して、私がちょっと話したいなと思うのですけれども、それがそのとおりだという中で、であれば、今質問に挙げさせていただいた、完全に、言い方はちょっと悪くなっちゃいました、丸投げみたいな形で、さあやってくださいというような話ではなくて、先ほど1番にここで話した登録、猫もそうですし、犬は登録されてるという現状がある中で、そういったのをきちんと管理して向き合っていくということが大事だと私は思います。今の御答弁ですと、大変心ある、向き合って、その動物とも接していかなければいけないよという気持ちはあるけれども、制度は私が提案したら、ちょっとそれはどうかなというように受け取ったので、そういうことではなくて、先ほど部長からも、阿見には協議会がありますよと。ノウハウがないというのであれば、その先進事例をぜひ参考にして、そのような形を取ってもらいたいと思います。話が明快になってくると思うのですよ。個人の範疇で、それをやってくださいよと言うと、先ほども言った経費の部分とか、言い方ちょっと変になりますけれども、人が世話をするのに動いて、時間を割くわけですよね。そういつたときに、本当にボランティアでそれをやり続けられるかと思うと、私だったら多分できない。そういつたところにそういう役割をちゃんとつくる、ルールをつくるということが大事ななと思いました。例えば、その協議会でしたら、根本市長でももちろんいいと思います。市長が初代協議会会長、どうですか、でもいいと思うのですよね。その上で、担当課の誰かが事務方に入って、事務局をやって、協力員と言われる方々が構成員であつて、その下にその組織を運営していくと。一般の、本当に動物のことが分からない方も、その方々に相談できれば、そういう組織が出来上がって、牛久市もそういう動物の観点に明るいまちなんだなという評価が生まれてくるのかなと少し思いました。これは質問ではありませんので、意見としてお話をさせていただいて、次の質問に移りたいと思います。

5番項でございます。これは、ペットを飼っている方から、本当に電話が来るぐらい、いつも最近よく言われるのですけれども、先ほど犬の登録があつて、猫はそうでもないと思うのですけれども、そんなに多くの所有者がいっぱいいるという現実の中で、牛久市内にはドッグランが何でないのですかと。造ってくれたらいいのという話はあるのですけれども、ただ民間でやっている方とかいるのも私は当然分かってます。その上で、行政がやっている自治体があるのも分かっています。多分この後部長が答えてくれるのではないかと思います。運動公園の中で、ドッグランの設置をして、例えば週末とかに、市内の飲食店とかに、この間のシャトーではないですけども、キッチンカー等の誘致をして、にぎわい等をつくって、人の集いの一助となるような会場を提供するお考えはあるかないか。そして、そういうものをやったときに、運営管理をでは誰がやるのとなると思うのです。先ほど申し上げた協議会なり何々団体で運営されて、利用料を維持管理運営費にしていくというような話はどうかと私は考えるのですけれども、市のお考え

はどうか、お尋ねします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 ドッグランの設置のお話でございますが、恐らく部長から紹介があると思いますということで今ありましたので、近隣、龍ヶ崎市は市営のドッグランを造っております。それと、民間でも牛久市内に確認しているだけで2つ施設、あとひたち野東に隣接したところ、阿見町地内になろうかと思うのですけれども、そちらにもあるということで、牛久市のすぐそばに公営のドッグラン、民間のドッグランがあるということは確認しております。

ドッグランの中では、柵で囲っただけで自由に利用させているというような例から、かなり厳しく犬同士が、犬とあと飼い主等の事故などに備えて、予防接種、あとはワクチンの接種が義務づけられていて、それを確認して、それがなければ利用できないというような管理された中で運営している施設も見られます。過去にはドッグラン設置の御要望もいただいており、今、議員からありましたドッグラン整備の話というのは、熱力というか、かなり市民の方からいただいているというお話ではあるのですけれども、今御答弁申し上げたとおり、市内にも数か所、近隣にも公営のドッグランですけれども、あるということから、市営ドッグランの整備について、現在具体的なことは考えてはいないのですけれども、今後調査研究してまいりたいとは考えております。

先ほど、この前の質問のときの協議会なりのドッグラン、仮にドッグランを整備した場合の運営ということなのですけれども、こちら議員の御意見というか、御要望として承っておきたいと思っております。検討させていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 強い要望としてぜひ預かってください。

再質問します。民間の話と、実際やってるところの話を、データをいただきましたけれども、利用料というのはどれくらいで、今挙げたところはやっていらっしゃるのですか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 まず、龍ヶ崎市の公営のものなのですけれども、これは恐らく市民というか、龍ヶ崎市に登録している犬が対象だとは思っているのですけれども、こちらは無料となっています。

それと市内の民間施設で、市内で2か所、カフェ併設のドッグランと、うどん屋に併設されたドッグランとあるのですけれども、これはインターネットで調べた限りなのですけれども、まず1件目のほうが600円から1,200円まで、1頭当たりなのでしょうか、時間とかというのはなかったもので、1頭当たりだと思っているのですけれども、600円から1200円。もう一つのほうが、利用料300円からになっています。あと、阿見町、ひたち野東に隣接しているドッグラン、こちらもカフェ併設のもので、利用料が500円からということになっています。以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 利用料について、よく分かりました。今後、調査研究を前向きにしていきたいと思いますという御答弁をいただきましたので、ぜひ前向きに進めて、調査研究していただきたいなと思います。

3点ほど質問させていただいた中で、今回は全て住民の皆様からここ近々に寄せられた願い事に近い質問をさせていただきました。やっぱりこういうことをできないとか、そういう話ではなくて、どうやったらできるかということをお皆さんが前向きに考えていただいて、あと先ほど市長もおっしゃっていましたが、専門の方々に相談しながらやっていくというのは、本当に大切で大事なことでと思います。住民の皆様のお声を反映し続けられる、そして選ばれ続けるまちを目指して、様々な質問をこれからも続けていきたいと思っています。これにて一般質問を終わります。以上です。

○諸橋太一郎 議長 以上で、6番甲斐徳之助議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時5分といたします。

午後1時56分休憩

午後2時05分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番杉森弘之議員。

〔17番杉森弘之議員登壇〕

○17番 杉森弘之 議員 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之でございます。私の質問は3つであります。一問一答で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

第1の質問は、市内公共運動施設についてであります。先ほども同僚議員から質問があったかと思っておりますけれども、私の場合は特に料金の問題についての質問をさせていただきたいと思っております。

市内には、牛久運動公園、奥野運動広場、牛久運動広場、女化運動広場、栄町運動広場があり、野球場、武道館、体育館、弓道場、多目的広場、テニスコート等が備わっております。市民の健康と生きがいにとって、家の外に出て人に接し、会話、趣味、文化芸術活動、そしてスポーツなどを楽しむことは、健康で生きがいある生活を送るために大切なことであります。とりわけ、スポーツ基本法にもあるとおり、高齢化社会を迎えて公共の運動施設は、市民、特に高齢者の活動を活性化させ、生きがいを増やし、健康寿命を延ばす上でも重要な役割となるものであります。

他方で、市民からは、牛久市の公共運動施設の利用料は、他の自治体と比較して高いという苦情も聞かされているところであります。例えば、テニス場利用料は2時間で牛久市は890円となっているようですが、つくば市は530円だそうです。私も少し調べてみたのですが、この県南地域、付近のところを少し調べますと、石岡市は、これは全部2時間料金ということのようですが、550円、守谷市が540円、利根町は440円、坂東市は550円、常総市が600円、稲敷市は800円、龍ヶ崎市は840円、土浦市のみが牛久市の890円よりも上の1,040円となっているようです。しかし、これで分かるところは、近隣の自治体は500円台が一番多いということではないでしょうか。

そこで、市内公共運動施設、例えばテニス場、弓道場等の使用料の県内の他自治体と比較して

どのような状態なのか、そしてそれをどのように評価されているのか、まずお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

市内運動施設の使用料についてですが、テニスコートは、先ほど議員からも御紹介ありましたとおり、1面2時間で市内料金が890円となっております。他自治体を確認してみますと、土浦市が1面2時間で1,040円、龍ケ崎市は市内外の区別なく一律で1面2時間で840円、つくば市は1面2時間530円、取手市が1面2時間960円。

弓道場については、牛久市は2時間で個人利用が340円、団体利用が890円。県内でも弓道場を設置している市町村は少ないため、数は多くありませんが、水戸市の県立武道館が2時間で、個人利用が320円、団体利用が1,620円。土浦市武道館が、2時間個人利用が215円、団体利用が440円。つくば市が2時間で1人当たり100円となっており、各市町によりばらつきはありますが、牛久市が現時点で特に高いという認識は持っておりません。以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 特に高いという認識は持っていないというのは、先ほどのテニスコートの使用料の比較の中で、意図的に選んだのかどうか分かりませんが、比較がちょっと悪かったのではないかと思います。私は、先ほどもう少し多い比較をさせていただきましたけれども、やはりテニスコートの問題について言いますと、他の自治体と比較すると、大体500円相場というのが多いので、やはり高いのではないかと思います。

次に、市民からは、市内の公共運動施設は、会議室やホール等の文化施設と比較して、使用料設定や減免措置に大きい違いがあるのではないかと。例えば文化施設の場合、文化協会など登録を行っているところについては減免をするという制度があるわけですが、スポーツ施設、運動施設については、ないのではないかとというようなお話を伺っているわけですが、実際はどのような状況であるのか、説明をお願いします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 文化施設につきまして、他市との使用料の比較等についてですけれども、龍ケ崎市のコミュニティセンターは、政治的、宗教的、営利等の利用について使用制限はしているものの、その他の市民の活動のための利用については無料と確認が取れております。土浦市及び取手市の公民館では、グループ、サークル活動での使用は有料でありました。つくば市の地域交流センターは、免除団体を条例規則で列記し、それ以外のグループ、サークル活動につきましては、使用は有料という状況になっておりました。

議員から今ありました減免の措置の部分に関してなのですが、市の生涯学習センターをはじめとする文化施設と、運動公園、体育館などをはじめとするスポーツ施設では、大きくその措置に関して異なっているというのが現状となっております。

文化施設につきましては、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第7条及び牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則第16条に基づき、減免措置を行っております。内容としては、免除と減額に分かれておまして、免除対象は、1、国、茨城県及

び牛久市が使用する場合など、施設により4ないし5項目ございます。減額につきましては、1、学校教育法第1条の規定による市外の学校、2、牛久市または牛久市教育委員会の後援を受けた団体、3、牛久市文化協会加盟団体の3項目、こちらが半額の減免となっております。

スポーツ施設につきましては、牛久市公園条例第32条及び牛久市公園条例施行規則第16条、牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例第6条及び牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条に基づき減免措置を行っており、内容としては、1、市が主催し、又は使用するとき、2、官公署又は公益団体が公益事業のために使用するとき、3、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者で、市内に住所を有する者が使用するときなどにつきまして、使用料を免除している状況となっております。また、市外の学校が使用する場合は半額の免除となっております。

なお、今後の話ですが、本議会に上程させていただいております牛久市文化財保護条例に規定している市認定市民文化遺産に認定された団体等の利用につきましても、その活動・活用を積極的に支援していくことから、減免対象となるよう整備を進めていく予定でございます。以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、市内公共運動施設の維持費用と使用料収入の比較を質問します。使用料収入は、維持費用の何割程度を占めているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

令和4年度における市内運動施設の維持費用は、牛久運動公園が1億8,382万8,241円、主な内訳としては、業務委託費が7,467万400円、植栽管理費が1,483万9,990円、修繕費が713万9,000円、光熱費などの需用費が4,406万8,001円、備品購入費が891万4,063円などとなっております。そのほか、運動広場につきましては、牛久、奥野、栄町、女化の4施設合計になりますが、3,698万5,411円、主な内訳としては、業務委託費が2,348万4,597円、植栽管理費が490万6,000円、修繕費が23万7,930円などとなっております。

これに伴う収入についてですが、5施設のうち、栄町運動広場と女化運動広場は無料施設であり、3施設の合計になりますが、年間2,418万3,505円。内訳としては、牛久運動公園が2,127万5,315円、牛久運動広場が176万3,440円、奥野運動広場が114万4,750円となっています。

今までの数字を基にした年間の維持費用に対する収入の割合は11%にとどまっております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 他の自治体と比較して、牛久市内の公共運動施設の使用料が、先ほどの答弁ですと、高くないという答弁でしたけれども、私は高いと考えております。文化施設のような配慮も弱い、こういう現実もある。そして、維持費用が使用料収入に依存している状況で

はない。約1割程度という状況だということ。そういったことを、勘案いたしますと、市内公共運動施設の使用料を検討し直す必要があるのではないかと考えるものでございます。長期に収入が増えず、物価が急騰する中で、高額な使用料は市民に重い負担となってきます。特に高齢化が進み、高齢者が増え、年金で暮らす人が増える。公的年金受給者のうち、国民年金の受給者が約6割強と、国民年金の受給月額が6万円台が最多、その平均受給月額は約5万6,000円というほどですから、多くの高齢者の生活は楽ではありません。運動施設の場合、週1だけでなく、週複数回利用も想定され、実は私に施設使用料の相談をされた方は、週に三、四回利用されているということです。元気に回を重ねれば、もちろん健康にとってもいいわけですが、その分、より大きな負担となるということになります。

他方で、市の財政負担を考えた場合、高齢者が健康で元気でいてくれれば、当然医療費、介護費の負担が軽減されることになります。施設使用料の収入が多少下がったところで、医療費、介護費の減少がはるかにそれを上回るとは明白です。運動施設等を元気に利用してもらうためにも、市内公共運動施設の使用料の適正化が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 先ほどの答弁でお答えしましたように、近隣市との比較では、現在の牛久市の使用料が特段高いことはないと認識しております。また、それぞれの施設の利用状況につきましては、稼働率が低いでもなく、多くの方に利用していただいております。料金設定が高いゆえに、稼働率が低いということもないと考えております。

利用していただくためには、当然維持費用がかかってまいります。その費用は、利用されている皆さんからはもちろんのこと、利用していない皆様からも納めている税金を入れてございます。その施設を利用されない方への公平性を考えたとき、公共施設であるからという理由により、廉価な設定ということは、現実的ではないと考えます。

しかしながら、利用しやすい施設の条件としても、その施設の立地とともに、利用料金というのも条件となってくることは間違いありません。金額設定の妥当性については、今後牛久公共施設等総合管理計画の議論の中で検討していきたいと思っております。

公共料金がどこでどういうふうになるかは、私たちも誰も決められることでない、どれだけ、民間だったらもうけなければいけないのですけれども、公共施設だからどんなところであってもいいというものでもないとは思っております。

そういう状況において、例えば野球場なんかもそうなのですが、2時間、2時間、2時間とやっていますけれども、牛久市の場合は2時間やったら、15分か20分、30分かな、インターバルの時間をやっています。その間にいろんな道具をかたしたり、整備したり、ほかのチームだったら、もう15分前にやめてそういうことするしかないというような、そういう配慮もしているところでございます。

また、牛久市の場合は施設ばかりではなくて、様々なスポーツ大会、市のバス、いろいろ規定、体協に入っている方とか、それからいろいろ縛りがございますけど、市のバスの使用も許可しています。あと、全国大会、関東大会に行くと、中学校でも、市民団体でもそういう補助もありま

す。ですから、そればかりではなくて、いろんな施設の中で、皆さん協議している中で、それなりに、そういうものに対して補助金をやっているのは、牛久はもう結構この辺では飛び抜けているほうなのかなと私は思っております。ただ、これから高齢者、それからそういう人が利用しやすい料金にしても、これちょっと健康、自分のためにも、そういうものも考慮することもこれから必要なかと私は思っております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 高いか高くないかというのは、何をもって高いかという絶対的な基準というのはないわけで、ある意味近隣との比較というのは、やっぱり大きいと思います。先ほども私申し上げましたけれども、もう少し幅を広げて比較を考えて、牛久市の位置というのを検討し直すということも含めて、料金の問題については、これから新たにまた考えるということではございますので、そこに期待をしたいと思います。

第２の質問として、選挙の投票率向上と移動式投票所について質問いたします。

本年４月の牛久市議会議員選挙では、投票率は４２．０３％と、いよいよ４割も切りそうなところまで来ております。そこで、この間の市長選、市議選の投票率の推移について、直近５回ほどの推移をお示しいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 市議会議員選挙の投票率の推移につきましては、平成１９年は５３．９２％、平成２３年は４５．９８％、平成２７年は４８．１０％、平成３１年は４２．１８％、令和５年は４２．０３％であります。以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 次に、牛久地区、岡田地区、奥野地区、この分け方もちょっと無理があるところもあるかと思いますが、地区ごとの投票率の推移をお示しいただきたいと思っています。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 牛久市選挙区の投票区を、投票所の所在地から３地区に分類して集計したところ、平成３１年の投票率は、牛久地区は３１．６１％、岡田地区は２６．４２％、奥野地区は３０．０７％であります。

令和５年の投票率は、牛久地区は２７．５１％、岡田地区は２４．８２％、奥野地区は２９．４３％となっています。以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 次に、同じく地区ごとの期日前投票率の推移をお示しいただきたいと思っています。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 市議会議員選挙におけます期日前投票の投票率の推移につきましては、選挙時登録選挙人名簿登録者を分母として算出しますと、平成１９年は８．４０％、平成２３年は９．０９％、平成２７年は１２．８１％、平成３１年は１３．１９％、令和５年は１５．５

1 %となっております。

期日内投票所の設置数は、平成19年は牛久市役所及び牛久駅前期日前投票所の2か所、平成23年は、ひたち野リフレ期日前投票所を加え3か所、平成27年以降は奥野期日前投票所を加え、4か所となっております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 投票率が下がってきていること、そして期日前投票率は逆に上がっていること、これは明らかなことだと思います。

投票率について言いますと、これが下がる、上がる原因が様々であることは事実だと思います。例えば政治的に大きな争点がある選挙かどうか、希望が持てそうな政党や候補者が存在しているのかどうか、政治状況への不満の大きさ、そういった様々な政治状況によっても大きく左右されるものでございます。

他方で、選挙についての学校教育の在り方、そして広報宣伝の在り方等が指摘されているところでもありますけれども、ここで私は投票環境の問題について触れていきたいと思います。かつては歩いて、あるいは自動車を運転して投票していたところなどで、高齢化の進行による長距離歩行の困難性や免許証返納による自動車等の移動手段確保の困難性など、投票環境の悪化も大きく影響していることについて考えるものであります。

なお、私は牛久市が今回の統一地方選挙で、県内で唯一、当日投票の締切り時間を繰り上げずに、法定の午後8時までを守ったということは、投票の機会を保障したということであり、大変評価しているものでございます。

さて、執行部の答弁の中でも、牛久市においても投票率が顕著に低下していることと同時に、かつては投票率が高かった奥野地区等での投票率も顕著に低下してきていること、期日前投票率は全体に上昇していることが理解できます。

今回の期日前投票者数は1万925人、期日前投票率は15.51%ということですが、それは選挙人名簿登録者数に対するものであり、投票者数全体の中で割合を考えると、投票率が4割程度ですので、約2.5倍になり、投票者数の37%、約4割を占めるということになります。つまり、期日前投票というものが大変大きな位置を占めるということではないでしょうか。それらのことは、逆に言えば、期日前投票も含め、投票の環境をもっと改善し、投票する場を増やすことができれば、投票率の改善を期待することができるということも意味するものではないでしょうか。もちろんこのことは、いたずらに投票所を増やすということではありません。全国では、投票率の向上、特に期日前投票を促進するために、移動期日前投票所の実施が広がっています。

島根県浜田市の経験は詳しく報道されており、参考になりますので、簡単に紹介いたします。浜田市は面積が広く、交通の利便性が低く、高齢化の進む集落も点在しています。これまでも投票率の低下や高齢者などの交通弱者対策が課題とされていたことや、2015年の公職選挙法の一部改正により、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため、必要な措置を講ずるものとするとの条項が加えられたことも踏まえ、有権者の投

票機会の確保、投票環境向上のための方策を検討しなければならないと考え、この移動期日前投票所を立案し実施することとなったものであります。

実際にそれを設置するために、第1に法的根拠について整理したわけではありますが、そこで大まかな実施案を作成し、島根県選挙管理委員会を通じて総務省に問合せを行った結果、期日前投票所の設備に不備がなく、投票の秘密保持が保たれるのであれば、期日前投票所の場所及び設置期間を告示した上で、車を投票所として設置することは可能であるという回答を得たため、具体的な実現化方策を探ることになりました。

公職選挙法施行令第32条に規定する投票記載の場所の設備に不備がないように、車の設備について検討を行った。車自体は特別なものではなく、十人乗りの公用ワゴン車を利用するため、記載台、スロープ、受付机、椅子などの設備を用意した。投票受付の際に必要な名簿照合の方法として、期日前投票の場合、浜田市ではシステムにより名簿照合を行っている。しかし、移動投票所の開設場所においては、山間地域であるため、通信インフラが整備されておらず、システムで名簿照合を行うことができない。そのため携帯電話を使用し、選挙管理事務局に連絡を取り、システムによる名簿照合及び投票の入力を行う方法を検討した。投票録については、公職選挙法施行令第49条の10に規定されているとおり、期日前投票所の投票管理者が投票録を作成する必要があるため、それぞれ巡回した投票所ごとに投票録を用意することとした。投票箇所は11か所、設置時間は準備の段階で調整したとおり、登録者数が15人以下の投票所では1時間、16人以上の投票所では1時間30分を開設時間とした。設置期間は3日間とし、4か所及び5か所の2日間に分け、プラス2か所を1日で巡回する、そのような方法を取りました。

期日前投票所の告示では、投票車を駐車する施設の場所を告示し、また期日前投票所の設置日時を案内するため、日程表を入場券と併せて封書で郵送したといえます。経費は、燃料費が約5,000円、車両の選挙啓発用マグネット板が約8万5,000円、記載台作成費が約9万7,000円、人件費が、投票管理者及び投票立会い人合わせて約3万円が3日、通信費が約3万3,000円、電話レンタル料が約1万5,000円、雑費が約2,000円の合計約32万7,000円程度となったとのことであります。

その結果、投票率の顕著な上昇はありませんでしたが、投票率約75%、そのうち移動期日前投票が約6割を占めたといえます。

牛久市では、今回期日前投票所は、牛久市役所、牛久駅前エスカード牛久、ひたち野リフレ、奥野生涯学習センターの4か所であり、西部地区に3か所と集中しており、面積が広く、交通手段の確保も困難な東部地区には1か所だけと不便な状況にあります。東部地区は、投票日投票所においても数が少なく、投票機会の平等性確保の面からも早急な改善が必要ではないでしょうか。東部地区をはじめ、面積が広く、交通手段の確保も困難な地区の投票機会の平等性確保のために、他方で人口が少ない状況を考えれば、手間も費用もそれほどかからない移動期日前投票所の実施を検討すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 他市町村における移動式投票所の事例として、投票所の統廃合により投

票所が遠くなった地域で移動投票所を導入した事例等がございます。先行事例から、選挙システムのセキュリティー確保に注視をしているところです。

現在、牛久市の期日前投票所4か所におきましては、二重投票等の不正防止のため、選挙人名簿の照会、住民票交付等を行う各出張所窓口で使用しているセキュリティー性能の高い専用回線を使用しております。しかし、移動式投票所につきましては、不定期に不特定の場所に設置するため、個人情報扱う専用回線を設置することは困難でありまして、移動式投票所の導入につきましては、解決すべき課題があると認識しているところです。以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 低投票率ということが、市に直接責任があるということにはならないと私も考えております。しかし、投票機会の平等性確保という点については、市は責任を持って対応する必要があると考えます。この点について、どのようにお考えになっているのか。そして、先ほど、今の段階で移動式投票所というものは考えていないけれどもというお話でしたけれども、その問題との兼ね合わせの中で検討すべき事柄ではないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 投票率につきましては、当日の天候や選挙の争点など、様々な要因が総合的に影響するものでありますが、本年4月の統一地方選挙において、全国の市議会議員選挙、町村長選挙、町村議会議員選挙、ともに平均投票率が過去最低を記録しました。議員御指摘のとおり、牛久市において、5割を超える有権者が棄権をする選挙が続いていることは、大変残念に思うところです。

平等性の確保につきましては、投票しやすい環境づくりの観点から、生活様式や人口動態の変化に合わせた投票時間や投票区の見直し、投票所設置場所の変更についての検討が必要であると認識しております。

選挙管理委員会としていたしましては、広報紙やホームページ、SNS等を活用しまして、今後も引き続き、より効果的に有権者に選挙の情報が届くよう情報発信し、投票率向上につながるよう努めてまいりたいと思います。以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 投票機会の平等性確保というところでは、特に私は東部地区の問題については、よりもっと真摯に考えていく必要があるかと思いますが、このことについては希望して、次の質問に移っていきたいと思います。

第3の質問は、地域おこし協力隊についてであります。

牛久市議会は3年前の3月議会で、奥野地区に地域おこし協力隊の導入を求める請願と決議を全会一致で採択いたしました。地域おこし協力隊は、都市部に住んでいる人が、少子化や過疎化などの課題を抱える地域に移住して、地域協力活動を行いながら、定住定着を図る取組です。

総務省によれば、協力隊員の活動内容は、農畜産業、林業、漁業への従事にとどまらず、地域コミュニティ活動、例えば地域行事、集落活動支援、住民活動支援等、あるいは地域産品の生

産・加工・開発、地域や地域産品の情報発信・PR、観光資源の企画開発、観光サービスに関する活動、都市部等からの移住交流促進、教育・学習支援、イベントの企画運営・集客、地域産品の流通販売マーケティング、文化・スポーツ振興、観光宿泊施設の運営、空き家・空き家店舗対策、不動産活用、環境保全、自然保護、鳥獣対策、地域の伝統産業技術伝承、地域資源や地域づくりに関する調査研究、高齢者の生活支援・見守り、ウェブサイトやSNSによる市のPR活動、行政事務、財務マネジメント、医療、保健、地域の防犯・防災、安全確保等、極めて幅広く多様であります。1年から3年の任期を終了した隊員の約4割が女性、年齢は約7割が20代、30代といいます。そして、任期終了後、約65%が同じ地域に定住しています。同一市町村に定住した人のうち、約4割が起業、約4割が就業、約1割が就農、就林していると言われています。起業した人は古民家カフェや農家レストランなどの飲食サービス業や、ゲストハウスなどの宿泊業、地場産品の食品加工業などで活躍をしている人も多い。就業した人は、引き続き行政関係の仕事を行う人のほか、観光業、農林漁業、地域づくり・まちづくり支援業など、地域に関係する業務に従事する人が多く、地域おこし協力隊という肩書はなくなっても、地域の担い手としてしっかりと根を張っているということです。

市執行部は、3年前に市議会が全会一致で採択した、奥野地区に地域おこし協力隊の導入を求める請願と決議について、この間どのような検討をしてきたのか、まず質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 これまで牛久市におきましては、地方創生がうたわれて以降、地域おこし協力隊制度の活用を行っていないのが現状であります。本市の人口も平成29年12月をピークに減少に転じ、現在も減少が続いており、人口減少下において様々な施策を検討する中で、地域おこし協力隊の導入につきまして、国の財政的な支援もあることなどからも検討する必要があるものと認識してございます。

しかしながら、協力隊の制度を活用し、行う事業といたしましては、市の政策との連携や任命期間のみならず、持続的な事業であることが必要と考えており、先進自治体の例を見てみますと、具体的な活動内容が示されないため、協力隊員がどのように動けばよいか分からずに、実際の活動につながらないといった事例や、地域に上手に溶け込むことができずに、活動に影響を及ぼすといった事例もあることから、現時点におきまして具体的な進展には至っていない状況にございます。

今後におきましても、他自治体の事例などを含めまして、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 本年2月に開催された全国市議会議長会第229回理事会・第113回評議員会合同会議では、総務審議官の内藤尚志氏が、地方行財政の課題と題して講演をされました。その中で、地方への人の流れの拡大、推進のために、地域おこし協力隊の強化について力説をしていました。この間、総務省は地域おこし協力隊を強化し、2026年度までに隊員数を1万人とする目標を掲げました。強化策として、特別交付税等の措置も大幅に強化しました。

通告書に列記したのは、具体的に分かりやすくと考えて実例を挙げておきました。

募集等に要する経費３００万円は、募集をさらに強化するために２００万円から増額したものであります。お試し協力隊経費１００万円とは、応募者の裾野を拡大するために、主に２泊３日で、移住条件なしで行政や受入れ関係者との顔合わせ、交流、実地体験を行うためのものです。インターン経費１００万円とは、２週間から３か月間の期間で、移住条件なしで地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事し、イメージを身につけてもらうためのものであります。隊員活動経費４８０万円とは、隊員への報償費として年２８０万円、隊員のスキル等によっては３３０万円まで支給可能としております。その他の経費として、活動旅費、作業道具費、事務経費等２００万円を含むものであります。隊員へのサポート経費１００万円とは、市町村における隊員への日々のサポートに係る隊員ＯＢあるいはＯＧ等への委託経費で、１団体当たりでは２００万円上限で創設したそうです。隊員の起業・事業継承費１００万円は、任期２年目から起業・継承が可能となり、酒造りの企業を継承した人もいるそうであります。定住のための空き家改修費については、措置率は０．５％といった内容であります。

地域おこし協力隊は、２００９年に総務省が制度化したもので、全国各地の地方自治体が実施主体となり、選考プロセスを経て、希望者を協力隊員に任命します。全国的な地域づくり推進組織、ＮＰＯ法人や大学等と連携することも有効な方法です。自治体からのニーズに応えるように隊員数も増加し、初年度は全国で８９名だった隊員も、翌年には２５７名に、年を追うごとに増えていき、現在は６，０００名を超す隊員が活動しております。

茨城県内でも、水戸市、鹿嶋市、下妻市、稲敷市など、県内２０以上の自治体で１００名を超える地域おこし協力隊員が活動しています。人口減少が続く奥野地区をはじめ、牛久市の農業、環境、観光、災害対策、スポーツ、文化、ＳＮＳの発信等を発展させるためにも、地域おこし協力隊を大いに活用すべきではないでしょうか。執行部の見解をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 地域おこし協力隊につきましては、議員御質問のとおり、総務省は地方への新たな人の流れを創出するため、平成４年度に６，４４７名となっている隊員数を、令和８年度までに１万人とする目標を掲げておりまして、目標の達成に向けて取組をさらに推進することとしております。

取組の主なものとしたしましては、隊員の募集等に要する経費につきましては、１市当たり３００万円を上限といたしまして、活動後における起業や、事業承継に要する経費については、隊員１人当たり１００万円を上限といたしまして、特別交付税で措置されることとなっております。加えて、隊員の募集等、活動に要する経費につきましては、隊員１人当たり年間４８０万円が上限となっておりますが、そのうちの給与に当たる報償費につきましては、２８０万円を上限としていたものが、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大３３０万円まで支給可能となるよう弾力化されてございます。

これらの地方財政措置の拡充につきましては、市といたしましても認識しておりまして、今後地域おこし協力隊の導入に当たりましては、これらの条件等を踏まえながら検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 3年前に牛久市議会が全会一致で採択した、奥野地区に地域おこし協力隊の導入を求める請願は、まさに人口減少に悩む奥野地区で、農業における地域おこしにとどまらず、農泊、つまり農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行の推進、環境保全活動等を目的とするものでありました。請願を出した地元住民とNPOは現在、改めて地域おこし協力隊員の導入を望んでいるとも聞いています。このケースだけにとどまらず、市は、地域おこし協力隊の導入について、多方面に、柔軟に、そして積極的に対応すべきではないかと考えますが、考え方をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 茨城県によりますと、先ほど議員からも御紹介ありましたとおり、令和4年4月1日現在、茨城県内では、茨城県及び18市6町1村で113人の隊員が活動されてございます。現在、これら地域おこし協力隊が活動動している自治体には、土浦市以南で常磐線沿線に位置する自治体はございませんが、過去には龍ケ崎市で平成29年4月から令和2年3月までの3年間、3名の隊員が活動されてございました。その活動内容につきまして龍ケ崎市に確認したところ、1名の方が市のスポーツ資源を活用したスポーツ合宿の誘致などのスポーツツーリズムに取り組み、2名の方につきましては、農業や観光資源を活用したイベント、また交流事業や商品開発、情報発信などのグリーンツーリズムに取り組みれておりました。

この様に、各自治体におきまして様々なテーマにより制度が活用されておりますので、同様の要望が提出された場合につきましては、幅広い観点による活用の可能性を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 これから、幅広く積極的に考えていきたいというお答えでしたので、大いに期待をさせていただきたいと思います。

以上で私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、17番杉森弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時5分といたします。

午後2時56分休憩

午後3時05分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 10番、日本共産党、大森和夫です。どうぞよろしくお願いします。午後3時を過ぎまして、一番お疲れの時間帯、眠気も大分襲ってきますので、よろしくお願いいたします。初めての質問になります。よろしくお願いします。

質問通告書どおり、お伺いいたします。

まず第1に、SDGｓ推進管理チェック機能についてでございます。推進状況の確認とPRについて御質問いたしますが、牛久市においては、牛久市第4次総合計画、第1期基本計画を簡単に見させていただきました。昨今、全国の自治体、企業、マスコミ等々、SDGｓの推進をPRしております。選挙政策でも各候補者が訴えていたり、全国の市町村でSDGｓ推進のために、いかに推進計画をつくって推進していくかというところで頑張っているところでございます。当該牛久市においても、SDGｓ中心に頑張っていたきたいというところで御質問させていただきます。

総合基本計画の中では、私が見たところでは、19ページにSDGｓの実現とございました。ほかの項目については、各部門ごとでSDGｓのマークをつくって推進という形は取っておりますが、なかなかそのSDGｓの実現については説明しか載っておりません。基本計画を読ませていただきますと、SDGｓの説明と、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するため掲げた目標であると。SDGｓは、全ての関係者の役割を重視し、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指して、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなに、ジェンダー平等を実現しよう、働きがいも経済成長も、住み続けられるまちづくりを、気候変動に具体的な対策をなどの17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げています。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たっては、SDGｓの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化を図っていくことが求められていますと記載されております。

17の項目、これについて牛久市での推進状況の確認とPR、牛久市としてはどう考えているのかお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 本市におけるSDGｓの推進管理といたしましては、推進部門や推進体制を特別に組織することは行っておりませんが、市の政策として実施している各事業は、SDGｓのいずれかの目標に向かって取り組んでいるものとなっております。

また、本市において作成される各種計画には、関連する事項として、SDGｓの説明などを記載しているほか、特に牛久市第4次総合計画及び牛久市環境基本計画では、目標に向かい実施していく取組を体系化する中で、取組に関連するSDGｓの目標を計画内に表記しております。

推進管理、PRという点におきましては、SDGｓの目標別の整理ではございませんが、総合計画、環境基本計画とも、それぞれの数値目標を掲げておりますので、年度ごとに数値目標に対する実績値を分析するなど、各事業の進行を管理し、その取組を周知しております。以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 市長の答弁いただきました。ありがとうございます。

実際、つくった年数もほぼ2年前というところで、計画の中では残念ながらSDGsという表現が項目でも挙がっておりませんし、19ページに載っているところと、市長の答弁にあったとおり、各事業分野別にSDGsの目標、サインを載せているというところは分かりました。

ただ、今後いかに牛久市がSDGsに向けて本気になって向かっていくという姿勢がなかなか読み取れない。今後、ホームページやPRを強めていただきたいというところですが、そこをうまく使って推し進めていただきたいと思っております。

他市町村を調べておりますと、SDGsの担当部長を置いたり、担当部局を置いたり、なかなか財政と職員人数の厳しい中での業務拡大というところでは厳しいかと思いますが、牛久市において、いかにSDGsを推進するということでは、総合的なPRの拡充、また市民向けの講演会、専門的なそういう研究者の講師を招いて勉強するとか、いろんなイベントを体験する、そういうものも今後必要になってくるかと思っておりますので、その点についての今後の検討とか、展開状況で分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 SDGsの今後の市としての普及啓発につきましては、この計画は以前から用意していたもので、これしか記載はないのですが、今後さらにこの考えが全職員はもとより、市民にも普及するような方策について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 今、お答えいただきましたが、やはり市民に対しても、より市の仕事の進行状況やSDGsの取組をより一層理解していただく、勉強していただくという場も必要ですので、ぜひ学習会、講演会等々、研究して、ぜひ実現していただきたいと思います。

次に、部門ごとのところですが、太陽光発電や蓄電池、修理の補助、雨水タンクの助成事業の必要性等、特に環境部門に限っているところですが、昨今の電気料金の値上げ、違約金も含めて3割以上の値上げが予定されて実施されたり、より市民の太陽光発電に対する設置の要望や義務化になる予定でもございます。こういう点では、長年使っている方についても、修理に対するそういったお金の必要性も出てきます。

また、先週末の大雨の洪水被害、お隣の取手市では大分、600世帯を超える浸水被害が発生しております。雨水タンクをつけることによって、家庭の雨水をためる、洪水を抑制する、電気代を節約する。実際、現在、別件では、下水道料金の値上げも来年度予定されておりますが、より市民が水を節水する、水道を有効活用するという点では、雨水利用も市民の要望として、今回市民の方からもたくさんいただいております。こういった環境配慮事業の分野でございまして、より一層、現行の補助を上回る、個別のそういったプラスの助成、雨水タンクの設置助成等々、検討状況についてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 SDGsは、地球上の誰一人取り残さないを理念に、環境問題、差別、貧困、人権問題といった課題を解決するために、2030年までに国際社会全体で達成すべ

き計画目標を示したものとなっており、とりわけ環境問題の解決なくしては、経済・社会の持続的発展はあり得ないとも言われております。

本市におきましても、先ほど市長の答弁にございました、SDGsにおける環境保全の重要性を鑑み、様々な取組を実施しているところでございます。

まず、議員御質問にありましたが、地球温暖化対策として、平成28年度から、住宅用環境配慮型機器を新設する市民に対しまして補助を行っております。令和3年度からは、こちらも議員御質問の、太陽光発電に接続するための家庭用蓄電システムを補助対象に加えております。こちらにつきましては、実績、令和3年度、令和4年度の2か年なのですけれども、失礼しました。平成28年度から令和4年度までの環境機器の補助実績でございますが、補助台数851台、金額にしますと2,324万円の補助でございますが、この機器の導入によりまして、二酸化炭素の削減量は586トンCO₂となっております。令和3年度、令和4年度とまだ2か年ではあるのですけれども、太陽光の蓄電池システムの実績でございますが、こちらにつきましては、件数で86件、430万円、現在2か年で補助しております。CO₂の削減量に換算しますと15.5トンCO₂となっております。この補助の実績はこのような形なのでございますが、これらの機器の修繕に対する助成というのは、今のところ行っていないというのが現状でございます。

また、昨年度、令和4年度には、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました、住宅用LED照明等の買換え費用助成事業を実施しております。こちらは、1万1,139世帯に対しまして、1世帯当たり2万円、上限額2万円ですけれども、助成を行ったところでございまして、こちらにつきましては、総額で2億1,480万円の事務費を含めた助成額となっております。

本市が掲げるゼロカーボンシティの実現に向けまして、今後も環境配慮型の設備導入に対しまして補助を継続するのはもとより、温室効果ガスの排出削減を図るための有効な手法について検討してまいりたいと存じます。その中で、こういった補助が有効だというものがありましたら、こちらも補助対象としていくように検討してまいりたいと思っております。

次に、雨水タンクの設置に対する助成につきましては、平成28年度から令和2年度にかけて雨水対策事業の一環として、冠水被害のあった東みどり野地区などで、国の交付金を活用し雨水貯留タンクを88か所設置いたしました。当該地区の雨水管整備が完了いたしまして、道路冠水も発生していないことから、現在は雨水貯留タンクの設置補助は行っておりません。

また、今年度から環境配慮型浄化槽設置事業補助金の中で、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を行う際、使用を廃止する単独浄化槽を雨水貯留槽として再利用する場合に、費用の一部を助成しておりますが、現在まで申請は1件もございません。

また、水道料金の値上げなどで、今後市民の方から雨水タンクの設置に対する補助要望が来ることも予想されるところでありますので、近隣市町村の状況ですとか、先進事例を調査しまして、補助の必要性、主管課等について、関係各課と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、CO₂の削減を図ってSDGsに寄与していくために、有効な手

法・手段というのを検討していく中で、必要な補助があったら、それは補助として採用していきたいと考えます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 SDGsの取組、御答弁ありがとうございます。

特に雨水ます関係は、洪水対策として市で行ったという実績がございます。現在、家庭用の雨水タンクについては、ホームセンターなどでは農業用のタンクを雨水につけるセットがあったり、東京ではそういう雨水研究会の業者があったり、聞いております。私が東京で働いていたときには、おおむね1台5万円前後から3万円ぐらいの設置費用がかかって、隣の自治体では2万5,000円の補助という制度も20年以上続いているというところがございます。

牛久地区においては、今回の川の氾濫事例もございますが、東京の江東5区、あそこは昔利根川が流れていた旧江戸川ではゼロメートル地帯というところで、昔は稲敷霞ヶ浦周辺と同じように水郷地帯だったというところも相まって、雨水の浸透性が弱いというところでは、墨田区、葛飾区を中心に、雨水の個人のタンクをつけるというのが大分普及しまして、逆に言うと、それが雨水排水の制限にも役立っているというところでは洪水対策も担っている。また、今後水道料金、下水料金の節減にもつながる。水道の電気代の使用料にもつながるというところでは、ぜひ雨水タンクの助成については、早急に検討していただきたいという要望を最後に申し添えて、この質問を終わります。よろしくお願いいたします。

次に2番、学校給食費の無償化の問題でございます。

近隣の市町村、全国的にも茨城県内でも、水戸市、日立市、大子町等々で学校給食の無償化が始まっております。食材費の補助等、国の補助やいろいろ、コロナの影響で負担金の補助も、食材費の補助も始まっておりますが、完全無償化に向けて、ぜひ牛久市でも実施したい。そのために、現在の県内自治体の実施状況の把握と、実際牛久市で実施する場合の予算規模、今後の実施予定について伺います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 学校給食費の無償化についてですが、小中義務教育学校13校及び公立幼稚園2園の給食費を無償化した場合、令和5年度の当初予算で言いますと、賄い材料費の約3億3,000万円を公費で負担することになります。

昨日も答弁させていただきましたが、令和5年度においても、原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、給食の賄い材料費の高騰分を保護者に負担を求めることなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食が提供できるよう支援を行ってまいります。

また、生活に困窮する子育て世代に対しては、就学援助として給食費分を支援しているところですが、このように保護者の負担としては、従前と変わらない水準に抑えられていることから、それ以上の助成となる給食費の無償化には慎重にならざるを得ないところですが、今後国が進める異次元の少子化対策のたたき台が発表され、小中学校給食費の無償化の検討なども盛り込まれていることから、国の動向に注視してまいりたいと思います。

また、茨城県内の市町村における給食費の無償化についてですが、令和５年度現在で小中学校無償化は、大子町、城里町、河内町、潮来市、稲敷市、神栖市、北茨城市、日立市、境町が実施しており、水戸市では中学校のみ実施しております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○１０番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。

牛久市で完全無償化には約３億３，０００万円という答弁をいただきました。何事も、今まで質問した議員からいろいろな要望が出ており、全てお金が伴うものは存じております。しかしながら、やはり牛久市としてどういうスタンスで子育て支援政策をやっていくのか、これはやはり市長や管理職、市当局の姿勢次第だと思います。近隣でいろんな事業が始まっているのに、何一つ上位には牛久市が入ってこないという残念な状況です。やはり学校給食の無償化だったら、牛久市いいねと。今回選挙でも子供たちには、そういう政策は大受けでした。実際、子供も給食費代で困っている方もいらっしゃいますし、地域においては食事サポートをしている団体も見受けられます。そういう実態も鑑み、牛久市の財政、厳しい、厳しいと言っておりますが、全国、国や都道府県段階でも、個人や法人の税金の増収は予定より入っているというところで、牛久市でも三十数億円あると聞いております。効率的な財政の運用で、ぜひ実現していただきたいというところで、次の質問に移ります。

３番、１８歳未満の医療費の無償化について質問いたします。同じように、県内で実施の自治体の状況の把握と、牛久市で実施する場合の予算規模、また実施予定はどういうふうに考えているか。大分負担金についても、いろんな制度で医療費も抑えられていると聞いておりますが、先進自治体においては、先ほどの学校無償化とセットで、医療費の無償化も実施している自治体がございます。現在の状況についてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 牛久市の小児マル福は、平成２８年１０月より助成を拡大し、１８歳未満の外来・入院全てを対象としております。令和５年度当初予算では、２億４，７１０万円の予算計上をしております。

この内訳といたしまして、県補助の対象となる療養給付費扶助費が約１億５，９５０万円、それから市単独で支給する県の所得制限基準を超える世帯と、中高生の外来医療費に対する医療給付費扶助費が約８，７６０万円となっております。

小児マル福の自己負担金は、保険診療に対しまして、通院では、医療機関ごとに１回６００円を２回までで月１，２００円、入院では医療機関ごとに１日３００円、月３，０００円までを上限としております。これらの医療費を公費負担とする完全無償化を実施した場合、小児マル福の予算は、約６，３００万円の増になるものと見込まれております。

その実施予定というお話なのですが、現在政府では、こども未来戦略会議において、異次元の少子化対策を検討し、児童手当を所得制限なしで高校生まで拡大する案など、様々な議論がなされております。牛久市といたしましては、国の政策を注視し、子供を取り巻く施策全体を見て、優先順位をつけて対応していく中で、この小児マル福の完全無償化の実施につきましては、

慎重に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。

小児マル福については、市で約8,700万円、小児マル福の予算が約6,300万円の増というところと、中高生外来の医療費に対する療養給付費扶助が約8,700万円、合計で約1億5,000万円近くの金額を要するという回答だったと思います。やはりこれも、この金額をどう捉えるかというところでございます。

また、答弁の中で、県内の実施自治体としてはどういうところが把握されているか、ちょっと御報告をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 県内の小児マル福の実施状況ですけれども、県の調査により、令和5年4月1日時点の44市町村の状況を把握しております。そのうち、外来、入院ともに18歳まで完全無償化を実施している自治体は、日立市、北茨城市、かすみがうら市、大洗町、東海村、大子町、阿見町、境町、利根町の9市町村でございます。

一方で、牛久市の小児マル福と実施条件が同一の自治体は、水戸市、土浦市、石岡市、結城市、龍ケ崎市等18市町村でございます。

なお、残りの16市町村は、小児マル福の所得制限を設けている自治体や、無償化は実施しているが、対象を未就学児までや小学校までなどと制限している自治体、完全無償化はしているがそれは外来のみ、または入院のみ実施している自治体など様々でございます。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 実施予定について政府のこども未来戦略会議の方向性というところで、慎重に検討していくという回答をいただきました。

政府与党においては、統一地方選挙前に、いかにも実施するようなバルーンを上げましたけれども、まだ実施は決まってない。また、数日前にも総理が、こども戦略会議を行うと言っておりますが、まだ財源についても明言されず、今後記者会見で明らかにするという予定で、また選挙向けのバルーンだけじゃないかというところでは、各自治体の担当者も困っているところだと思いますし、国や県の補助金が決まればやりやすいというところもあるかとは思いますが、それに先駆けてやはり実施している自治体もあるわけでございます。

子育て支援日本一を目指す牛久市になるかどうか。実際は、もう日本一ではなく、県内でも先を越されているという状況です。ほかがやるから牛久市もやらざるを得ないということではなくて、まず牛久市が先例を決めて1番目にやる。追随するのではなく、半ばだったらまだ文句言われないかなという程度の判断ではいけないかと思うのです。やはり先々、今までの各議員が要望してきた事業についても慎重に検討を進めるという答弁だけでした。やはりそういうスピーディーさがない行政の進め方ではいけません。市長や管理職が市民の要望を、議員が市民の代表者となっている、この要望を真摯に受け止めて、まだ牛久市はやってないというところの反省に立って、ぜひ補正予算を組んで、早急に今年度中に実施してほしい、これを一言最後に申し添えて、

次の質問に移ります。

4 番、補聴器の補助について質問いたします。

県内でも実施自治体が増えていると聞いております。また、牛久市議会においても請願が採択されております。また、これについても県内実施自治体の把握や実施予定、また他市町村では購入だけではなく、修理やメンテナンスについても補助制度が始まっているというところで、現在の牛久市の状況、考え方をお示しいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 加齢性難聴の方への補聴器購入補助に関しましては、令和2年第4回定例会において公的補助を求める意見書が可決されており、令和3年第3回定例会及び令和4年第3回定例会において、補助制度の創設に対する考えや助成についての見解に関する一般質問がございまして、様々な点について調査研究し、検討していくという趣旨のお答えを申し上げております。現時点におきましても、その状況について変わりはございません。国や県のほか、他市町村の動向を見極めながら、対象とする補聴器の種類、補助額、補助回数、所得制限、年齢制限の在り方や、購入のみか修理も含めるかなど、どのような制度とするべきか、調査研究しているところでございます。

難聴の原因は様々にございまして、改善効果のある補聴器の購入については、正しい医学的な診断や補聴器の使用法の指導などが必要であるため、補聴器の必要性の確認方法や効果、対象とする補聴器の種類、補助額や補助率、補助回数をどのようにするかなどにつきまして、公平性に基づき、事業としての優先順位も含めて慎重に検討する必要があると考えております。既に実施されている自治体につきましても、例えば非課税世帯に限っているところと限っていないところがございます。あるいは、65歳以上とするところや、70歳以上とするところもございます。このように、自治体ごとに様々となっておりますことから、制度設計には慎重にならざるを得ないところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 補聴器の件についても様々な皆さんから御意見ございました。そういうことは私も重々理解できる部分でございます。

先ほどの話ですけど、いろんな補助が遅れているという話でございます。牛久が1番だ、2番だということは、私は申すつもりはございませんけれども、ただ牛久にとって何が一番優先事で今やるべきなのかということを、私たちは常々言って、それが全部全てできたら、もう本当にすばらしい自治体だけど、そんなことはできません。どの自治体だって、自治体、できません。まず、予算もございまして。それで、私たちはマル福だって、約8年前にこういうことをしました。それは全てではないけれども、でもあと子供たちのインフルエンザ、恐らくこれは県下でも相当なトップレベルなのかなと。そして、医療ばかりではなくて、例えば防犯カメラ、そして様々なインフラ、私たちはいろんなことに対していろんな市民の優先順位を考えて、これいこう、これいこうということでやっています。そういうことで全てができればいいんですけど、予算もございまして。財政もございまして、そういうことで皆さんが様々な補助金、補助金ということで、それ

は私分かります。でも、私たちはあくまでもいろんな優先順位を決めて、そして今何をすべきかということ、まず皆さんといろんなお話をしながら決めているところでございますので、その辺は御理解願いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 市長、答弁ありがとうございます。厳しい財政状況、人口減の中、なかなか安定した財源も見込めない中、全てお金、お金という話で大変恐縮にはなりますけれども、その辺の優先順位、市民の要望、効率的な財政運営を行って、ぜひ市民の要望実現、早急に実現をお願いしたいと思います。

次に、5番、6番、公園のトイレの設置について質問いたします。

現在、公園トイレについて、設置基準はあるのか。設置していない公園の数、これは市立公園や民間業者が設置している公園等々、いろいろと難しいとは思いますが、それでどういう数があるかお示しいただきたいというところでございます。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 現在、市内には145か所の公園がございます。そのうち、トイレが設置されているのは、公園が14か所となっておりますので、逆に言いますとトイレがない公園が131か所ということになります。設置の基準については特にございません。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 ありがとうございます。145か所で14か所の公園があるというところでございます。

私、今回選挙活動で市内をほぼ回っておりますけれども、やはりエリアによって公園、ここにもある、あそこにもあるという、年数がたった住宅地は意外に多い印象を受けました。逆に新しいエリア、ひたち野うしくエリアとか、国道408号は少ない、そういう印象を受けました。

現在のウォーキング人気、市でもヘルスロードを整備したり、散歩、ウォーキングを推奨している。健康づくりもあるかと思えます。公園のトイレについては、お子様や老人が休む憩いの場所や休憩場所、またドライバーや運転手のトイレ休憩の場所ともなっております。

逆に言い換えますと、現在は大通りのコンビニエンスストアや店舗のトイレがそういう代替を果たしているという実情もあるかと思えます。実際のところ、市民の要望では、やはり高齢者の散歩やお子様の遊戯で遊んでいる最中にトイレに行く往復の時間とかがあって、特にトイレがないと困るのだと。おおむねウォーキング時間を聞いてみますと30分から1時間以上が多いというところでございますので、急にお腹が痛いという事例は抜きにしても、これから暑いというところでは、散歩の人数も減るかもしれませんけれども、そういった市民の要望もよく聞いて、人口比や距離等々考えて、私が聞いたところによりますと、各自治体においては、1人当たりの公園面積というか、緑化面積というのは特につくっているかと思うのですが、逆に言いますとトイレについてはなかなか基準がないですし、国で造っている国道関係の道の駅でもあまり設置基準があるようなないような、逆に言うと栃木には200ぐらいあるが、茨城には100ぐらいしか

ないようなイメージで、あちらのほうが観光としてうまく使っているというところと、そういったトイレの要望的な、休憩的な要所もありますので、今後も引き続き基準をつくって、設置を考慮しないといけないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 先ほど御質問にもちよつとありましたけれども、当市の公園は、民間の開発行為ですとか、土地区画整理事業によって整備されたものが大半となっております。近隣の住民の利用を想定されているため、トイレのない公園が多くなっているのかなと考えております。

また、今ある公園のトイレが整備されてから30年以上経過しておりまして、トイレを含めまして遊具などの施設も非常に老朽化が進んでいるという状況でございます。既存のトイレにつきましても、全面的な改修をした公園もございますけれども、まだ和式のトイレも多く残っております。行政区などの要望もいただいているため、現在和式から洋式への改修を順次行っているという状況でございます。

今後の新たなトイレの整備につきましては、公園だけではなくて、他の公共施設のトイレの配置の状況ですとか、公園の規模、あるいは利用状況、遊具の更新などそういったものを含めた全体的な事業費も考慮しつつ、多くの市民の皆様が利用しやすい施設となるよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。

今後は、公園だけでなく公園施設を含めた市の施設を含めて、効率的な公園、トイレですね、設置や更新を進めていくというところで、引き続きよろしくお願いいたします。

最後の質問、6番に移ります。歩道の段差解消、通学路の安全確保についてでございます。

私もウォーキングしたり、自転車等々で県道、市道を歩きますが、特に歩道と段差の接合部分に5センチ前後の段差が多く見受けられたり、へこみがあったりというところでは、自転車も飛んだり非常に危ない状況でございます。やはりバリアフリー、フラット化が大事かと思っておりますが、なかなかそこが設計上うまくいっていなかったのかなというところと、今後の更新とか、そういうバリアフリー化についてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 車道と歩道の境に生じる段差につきましては、令和4年3月に全線開通いたしました市道23号線などを含めました比較的新しい道路では、歩道の進行方向に発生する段差は、バリアフリーが考慮された2センチメートルを標準として整備しております。

一方、従前道路では、旧基準である、ただいま御質問にもありました5センチメートルの段差で整備されており、自転車や車椅子、ベビーカーなどでは乗り上げの困難、また通過時の振動、挙動の乱れなどが生じております。

しかしながら、市内には旧基準で整備された歩道が多く、1度に全てを改修していくことは厳

しい状況であることから、まずは縁石の破損やがたつきなど、そちらの補修を実施する際に、可能な範囲で現在の基準に適合した構造への改修に努めてまいりたいと考えてございます。

また、バリアフリーに配慮し、高齢者や障害のある方にとって優しい道路環境づくりについて、他の自治体における先進事例や活用できる国の交付金などについて調査検討してまいりたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。

5センチの基準が2センチの段差基準になっているというお答えをいただきました。やはり工事費、改修、お金が大変かかりますので、その点どういったら早急に対応できるか。素人的な考えで言えば、5センチのところに若干のコンクリなり、アスファルトを埋めれば、ちょっとだけそこは段差がなくなるのかなという、補修もできるかと思えますし、ただそれが長期にもつかもたないかというところもあるのですけども、そういった素人考えもありますけど、やはり先般、道路の陥没で車のホイールが傷んで、市の賠償責任という形で賠償費の支払いがあったということも聞いております。今後は歩行者や自転車、ベビーカー等々についても、段差による転倒やそれに伴う歩道の事故、幾らヘルメットを使っても、段差で飛んだ自転車は避けきれないとか、つまずいたり、それに伴ってベビーカーが車道に出るという不測の事態も考えられますので、より早急に最小限でできる段差解消なり、長期的な本格改修も含めて、検討して実施してほしいと思いますが、簡易なそういう段差解消については何かいい案とかございますでしょうか。ちょっとその点だけ伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 ただいま質問の中で大森議員からもありましたように、モルタルであるとかコンクリートというものを、5センチの段差の端に少し盛ると段差が少なくなるのではないかと御意見いただきましたけども、大体横断歩道と車道の境の部分、L型街渠という形で、道路が断面ではかまぼこ状になっていて、雨水というのは道路の両端に流れると。また、両端に流れてきたものを、L型街渠というものを伝って、グレーチングになっている集水ますに集めて排水するという構造がほとんどでございますので、その際の部分、モルタル、コンクリート等で数センチ盛り上げて段差を解消、少なくするということは、雨水が逆に流れなくなるおそれがあるということで、安易に全てをモルタルで段差を少なくするという補修はなかなか難しいところがございます。ですので、先ほど御答弁した繰り返しになってしまいますけれども、がたつきであるとか、破損が生じたときの補修の際に、可能な範囲で段差を少なくする、現在の2センチという基準に合わせた形の改修を進めていきたいと現在は考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。

そういった雨水のたまり具合、流れを検討して、早期改善できるところは改善をお願いしたいと思います。

また、現在学校の通学路の安全確保についてでございますが、水戸街道、国道6号から入る猪

子から来る上柏田の道路、これが抜け道になっておりまして、横断歩道も2か所あって、50キロ制限の交通規制の標識も3本立っておりますが、なかなかカーブ的に見づらいところもあったり、信号がないところでは、朝夕の通勤ラッシュで60キロ、70キロのスピードを出している車が見受けられる。ほかの学校区においても、やはり直線道路が多いというところでは、制限速度を超えているという事例がございます。そういう点で、よりお子様の通学路の安全確保というところでは、パイロン設置やスピード制限というところでゼブラを設置するとか、そういう配慮を、今後検討をそれぞれでいただきたいと思いますと思いますが、その点実情と今後の検討課題としていかがでしょうか、市の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 ただいま御質問いただきました市道につきましては、市道4号線だと思いますけれども、市道4号線につきましては、JR猪子踏切から上柏田二丁目の市道21号線との交差点までの区間における車両の速度抑制対策ということで御質問だと思います。

当該道路につきましては、国道6号と市道21号線を結ぶ片側1車線、合計2車線の幹線道路としての役割を果たしております。

24時間での交通量でございますが、約3,400台、中根小学校の登校時間帯であります午前7時からの1時間で約250台の交通量を観測しております。

また、当該道路につきましては、私ども確認したところ、40キロの速度制限とされていると確認しておりますが、御質問にもありましたように緩いカーブ、また直線により構成されているため、規制は40キロでございますが、比較的に見通しがよいため、速度を超過して走行する車両も散見される状況でございます。

一般的な速度抑制対策といたしましては、車道の幅員を制限、狭くして、速度減少を促す狭窄や、線形を鋭角にするクランク、車道を部分的にかまぼこ状に盛り上げることで、通過する際の速度減少を図るハンプ、路面や標識へ文字を表示する注意喚起などがございます。最近では、2つ以上の対策を合わせたハイブリッドによる手法も多く見受けられる状況でございます。

当該道路の交通量や沿線の状況を鑑みますと、狭窄などの通行や住環境に影響を及ぼす対策は難しいと考えておりまして、路面標示を主体とした対策について検討し、地元行政区や牛久警察署、当該小中学校や庁内関係課と密に連携し、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 速度制限40キロというところで、ありがとうございます。

なかなか、話題的にはほかの話になりますけど、横断歩道、通学路については、朝については父兄の立哨当番が旗振りですべて車を止めているという実態と、今回質問には出ておりませんが、全国的に横断歩道で車が止まる停止率というのが発表されまして、何位かは覚えておりませんが、茨城県もあまり高くないという報告もありました。

今後は、警察省のそういったスピードなり、横断歩道の停止の義務ですね、そういうのも含め

て、歩行者の安全確保について、道路と警察署のそういった連絡調整の会議もあるかと思うので、そういった情報交換と意見交換の場を通して、より子供や生徒の通学路の安全確保について努力をお願いしたいと思います。質問については、以上で終わります。

全体的に答弁いただきましてありがとうございました。予算が伴う各事業の補助というところで質問させていただきました。剰余金もありますけれども、税金の確保の継続性や、開始の時期については、市長や幹部の実施の判断というところかと思うので、ぜひ市民要望として私もお伝えしましたので、早急な事業の実施について今年度中にできれば対応をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、10番大森和夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は16時10分といたします。

午後4時00分休憩

午後4時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番池辺己実夫議員。

〔5番池辺己実夫議員登壇〕

○5番 池辺己実夫 議員 皆さん、こんにちは。一般質問2日目最後の登壇になります。改選後、初の一般質問なので、結構本当にドキドキしています。しっかりやろうと思っていますので、よろしくお願いします。特にこれ、左側のマイクは本当に初めてなのですよ。何かこう、ちょっとなれないみたいな感じ。

それでは、始めさせていただきます。今回は無会派、池辺己実夫です。これも初の無会派です。よろしくお願いします。

今回は、文化とスポーツの振興によるまちづくりについて、この1点を、通告に従いまして一問一答方式で一般質問を行います。

さて、先月5月3日には日本遺産の牛久シャトーで、うしく・鯉まつりと合同での開催で、第2回の日本遺産フェスタが盛況の下に開催されました。

また、スポーツ関係では、4月1日号の広報誌にも特集記事が掲載されていましたが、鹿島アントラーズやバスケットボールの茨城ロボッツ、野球ではBCリーグの茨城アストロプラネッツやNPB、日本ハムファイターズなどのプロスポーツ団体との連携が進んでいると思います。今回の質問では、このように根本市長の進める文化とスポーツの振興によるまちづくりについて、その成果を確認しながら、次の段階に進むための課題を確認していきたいと思います。

なお、日本遺産牛久シャトーの活用については、これまでも質問させていただいた経緯があり、今回は文化について、文化財の活用というよりも、文化芸術振興の視点からの質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、まず1つ目、文化芸術振興によるまちづくりの現状と課題についてであります。

文化芸術振興のまちづくりについて、この３年間、本当にコロナ禍という状況でありましたが、その中でも様々な活動がされてきたと思います。そのような中で、牛久市の文化芸術振興施策の目玉事業とも言えるうしく現代美術展の状況について、コロナ前と比較の意味も含めて、直近５年の状況について教えていただければと思います。また、作家の出品数、うしく現代美術展に鑑賞に来ていただいた来場数、またそのような活動を支える、ボランティアの数はどのように推移しているのかも伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

うしく現代美術展の状況について、平成３０年度から令和４年度までの過去５年間についてお答えいたします。

初めに、出品作家の人数につきましては、平成３０年度は６２人、令和元年度は５７人、令和２年度、令和３年度はともに５６人、令和４年度は６０人となっております。

次に、うしく現代美術展に来場いただいた人数につきましては、平成３０年度は３，３７１人、令和元年度は３，２１９人、令和３年度は３，４３８人、令和４年度は３，１９５人となっております。また、令和２年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場での展示は行わず、特別企画としてウェブサイト上での展覧会を開催しており、ウェブサイトの閲覧回数を来場者数に置き換えますと２，６４７人、２，６４７回の再生となります。

また、うしく現代美術展の運営に御協力いただいたボランティアの参加人数につきましては、平成３０年度は１５人、令和元年度は１６人、令和３年度は１２人、令和４年度は１５人となっております。なお、令和２年度におきましては、ウェブサイト上での展覧会のため、参加協力者はおりませんでした。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○５番 池辺己実夫 議員 次に、市民レベルでの文化活動の状況についてお聞きいたします。

牛久市には、市民レベルの文化活動の団体として、牛久市文化協会があり、行政でも補助金を交付して、その活動を支援していると思います。牛久市文化協会の活動について、こちらもコロナ前との比較の意味も含めて、直近５年間の状況を教えてください。構成団体の数、会員数、また活動の状況はどのように推移しているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

牛久市文化協会の活動状況につきましては、過去５年間の加盟団体数、会員数の状況です。平成３０年度は６２団体、会員１，３２８名、令和元年度は６０団体、会員１，２５７名、令和２年度は５５団体、会員１，０８４名、令和３年度は５４団体、会員９９５名、令和４年度は５９団体、会員９９８名となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により活動する場も制限され、令和２年度から団体数、会員数とも減少傾向にあります。

活動状況につきましては、毎年定期的に会報を発行するほか、広報うしくの紙面において、団体紹介を行っております。

企画としましては、令和元年度より文化協会のPRを兼ねて、人と人の交流を育むため、文化協会カフェを企画し、協会内外の講師や演者を迎え、会員や市民対象にワークショップや演奏会を開催しております。

なお、文化協会では、公演事業として、平成18年度から数多くの公演事業を実施しておりますが、体制や運営面の問題から、令和元年度をもって事業を終了しております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 次に、中央生涯学習センター文化ホールのイベントの開催の状況について、お聞きいたします。

牛久市の中央生涯学習センター文化ホールは、近隣市町村の中でもその施設の水準や立地条件のよさなどから、市内外を問わず多くの方々に利用されていると思います。

一方、本当に残念なことに、以前行われていた文化協会の企画による文化公演事業の開催がなくなるなど、文化ホールでの市民向けの公演は本当に減少しているように感じますが、こちらも直近5年間の状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 中央生涯学習センター文化ホールにおけるイベントの開催状況についてお答えいたします。

先ほどの文化協会の活動状況でもお答えしましたが、文化協会企画による文化ホールでの公演事業は、体制、運営面などの問題から令和元年度で終了しました。過去の実績によれば、平成30年度、令和元年度ともに4公演開催し、平均8割の来場者がありました。

令和2年度以降、市が主体的に開催した事業としては、令和2年度に茨城県警察音楽隊コンサートを予定していましたが、コロナ禍により開催できませんでした。

令和3年度は、前年度同様コロナ禍でありましたが、感染症対策を講じた上で、NHKのど自慢及び茨城県警察音楽隊コンサートの2事業、令和4年度も茨城県警察音楽隊コンサート及び一般財団法人地域創造の助成事業の公共ホール音楽活性化事業コンサートの2事業を実施しております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 本当に文化協会の企画した事業が行われないというのは、市民の方から本当に残念だということはちょっと言われているので、これから復活するのかどうかはちょっと分かりませんが、そのことだけは申し伝えて、1問目の最後の質問は、今後の文化芸術振興における課題についてです。文化芸術振興に関する現状確認の最後として、今後の課題についてどのように考えているかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 今後の文化芸術振興における課題についてですが、牛久市では文化芸術振興基本計画に基づき、様々な振興施策を展開することになっております。振興施策の展開に当たっては、基本計画の4つの柱のうちの育てるとつなぐという2つの柱の中に課題が顕在化していると考えております。

まず、振興施策の4つの柱の1つである育てるで顕在化している課題は、団体の育成です。市では、複数の文化芸術団体を支援しており、各団体の活動を通して、文化芸術の振興の一端を図ろうとしております。支援の内容としては、財政的な支援と人的な支援であり、特に人的な支援については、文化芸術団体の事務局機能を所管課が担い、そのことに時間を費やされ、所管課が本来果たすべき役割である、時代に即した独創性のある事業の企画実施の支援や、団体同士が持っているノウハウの共有化といった業務ができていないといった現状です。団体の事務局機能を団体自らが実施したり、委託できるような状況になることで、市と団体の望ましい関係性が確保できると考えております。

また、もう一つの柱であるつなぐにおいては、美術や音楽といった芸術分野の専門性の高い分野の活動の中で、ワークショップ等による芸術家と市民、もしくは市民と市民をつなぐといった役割のほか、文化芸術活動の運営における相談窓口となり得る芸術振興の専門職員が、令和4年度より不在となっている現状が課題と考えており、この状況を改善することで、より高度な文化芸術振興につながると考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 続きまして、2つ目の質問、スポーツ振興によるまちづくりの現状と課題についての質問をさせていただきます。

スポーツの振興によるまちづくりにつきましても、文化芸術振興のまちづくり同様、この3年間、コロナ禍という状況であり、執行部においては様々な活動が制限される中での事業展開であったと思われます。牛久市の伝統的なスポーツイベントで言えば、私も交通指導隊で協力させていただいておりますが、牛久シティマラソン大会があり、この1月に3年ぶりに開催された大会は第45回を数え、かっぱ祭りよりも歴史のある大会だということが改めて分かりました。そのようなマラソン大会ですが、その状況について、コロナ前と比較して、参加数、ボランティア数、この5年間どのように変化しているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 今年1月9日に開催した第45回牛久シティマラソンの状況ですが、過去5回の参加者数は、平成29年開催の第41回大会が4,728人、平成30年1月開催の第42回大会が4,528人、平成31年1月開催の第43回大会が4,192人、令和2年1月開催の第44回大会が4,103人、今年1月開催の第45回が2,956人となっております。

また、それぞれの大会に関わっていただいたボランティアですが、第41回大会が680人、第42回大会が644人、第43回大会が656人、第44回大会が615人、第45回大会が441人でした。

また、コース沿道には多くの市民の皆様が応援に駆けつけていただき、3年ぶり開催となった大会を盛り上げていただきました。以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 次に、スポーツ協会やスポーツ少年団の活動状況について伺います。

市民レベルでのスポーツ活動を推進する団体として、牛久市スポーツ協会やスポーツ少年団の活動があると思われますが、その状況についてです。５年前と現在との比較で、構成団体の数、会員数、また活動の状況はどのように推移しているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 牛久市スポーツ協会は、現在３６団体、２，０９４人が登録しています。５年前の令和元年と比較しますと、団体数が２団体の減、登録人数は５６０人の減となっております。

牛久市スポーツ少年団については、現在３０団体、１，１２０人が登録しております。同じく５年前との比較ですが、団体数としては１団体の減、登録人数は１１９人の減となっております。

活動状況ですが、コロナ前の活動は、どの団体も自分たちで大会を開催したり、教室を開催したりと精力的に行っていたと思います。しかし、令和２年２月からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、活動を自粛する団体が多かったと聞いています。

昨年９月以降、流行が落ち着いてきたこと、また５月８日の感染症法上の位置づけが５類に引き下げられている現在は、徐々にではありますが、それぞれの団体が活動を再開してきていると聞いております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○５番 池辺己実夫 議員 次に、市内で開催されているスポーツイベントの開催と、市民の参加状況についてお聞きします。

先ほどの牛久シティマラソン大会のほか、市主催や市民が参加した実行委員会形式の開催など、牛久市が中心となって実施されているイベントはどのようなものがあり、またそのイベントの市民の参加状況を教えてください。

私は、個人的に空手道の会長をやって、同僚議員の高嶋君と一緒に大勢の人を呼んで、５００人規模の大会をしているのですが、そういったことではなく、市が音頭を取ってやっているものを聞きたいということです。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 市が主催しているスポーツイベントとしては、牛久シティマラソンがあります。これは、牛久市スポーツ協会に加盟している牛久走友会の皆さんを中心に実行委員会を組織しています。

参加状況につきましては、前回、第４５回時、全申込み者数２，９５６人のうち、市内申込み者数が１，３３７人となっており、総数に対する市民の参加割合としては、約４５％となっております。

そのほか、スポーツチャンピオンフェスティバルと称し、年間を通じて市スポーツ協会加盟団体、市スポーツ少年団が大会を開催しており、昨年度の延べ参加者数は３，５０５人となっております。

牛久市のスポーツ施設を利用した昨年度の大会やイベントの開催状況ですが、牛久運動公園野球場において、イースタンリーグ公式戦の開催、県高等学校野球連盟主催の春の県南地区大会、

ＢＣリーグ茨城アストロプラネッツ主催ゲームなどを開催しました。特に８月末に行ったアストロプラネッツ主催ゲームでは、花火ナイターと称し、ゲーム途中に花火を打ち上げ、試合観戦以外にも多くの方が運動公園に来場し、大盛況となりました。

体育館や武道館などその他の施設については、エコフェスタなどの市主催イベントのほか、議員も関連していただいている空手道競技の全国大会、体操競技のグリタカップなど、全国から参加者が集うものから、近隣学校のクラスマッチ、幼稚園の運動会など多種多様な利用がありました。

施設の活用状況についてですが、体育館やテニスコートについては、年間を通じて多くの利用者の皆様に御利用いただいております。特にテニスコートは、平日においても多くの利用をいただいております。稼働率としては市内施設トップの稼働率となっております。武道館についても、各種武道大会や講習会など、野球場については、さきに申し上げたようなイベントのほか、市内野球団体の試合など多くの予約をいただいている状況です。しかしながら、野球場及び武道館については、平日の稼働状況が他に比べると落ちているという状況になっております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○５番 池辺己実夫 議員 やはり今の説明を聞いても分かるように、オーロラビジョンを備えた野球場とか、あと国体を開催できた、国体自体はそこでは行っていませんけど、そのときにつくられた武道館とか、近隣でもこれだけきちっとしたものを持つてるところは少ないと思うので、あと駅から歩いてこれる、これだけ立地がいいところというのはなかなかないので、このような形で使っていただけているのは本当にありがたいなと思います。

それでは、質問に戻ります。スポーツ振興に関する現状確認の最後として、今後の課題について伺います。スポーツ振興のための今後の課題として、どのように考えているのかお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 牛久市では、本年３月に牛久市スポーツ推進計画を策定し、市民誰もがスポーツを身近に感じ、容易にアプローチできる環境を整え、多様なニーズに合わせた健康づくりのまちを目指すとともに、スポーツ文化の振興により、多くの人が集い、交流を深めることで地域経済や産業の発展につなげていくことを目指しています。

そのためには、１９８０年代から９０年代に建築され、老朽化の目立ってきた多くのスポーツ施設の適正な維持管理とともに、新たな市民ニーズや、交流人口増加につながるような施設整備が必要となります。

また、もう一つの大きな課題は、子供たちの体力低下という問題です。茨城県教育委員会の児童生徒の体力・運動能力調査報告書によれば、その傾向は顕著に表れており、その背景にはスポーツ離れも原因の１つとして考えられています。幼少期から様々なスポーツを体験し、体を動かすことの楽しさを感じることができれば、スポーツ離れの抑制につながり、その結果、体力の向上についても解消に向かうのではないかと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 それでは、最後に3つ目の質問、今後のさらなる文化・スポーツの振興に向けた取組方法についての質問に移ります。

これまで、文化芸術とスポーツの振興によるまちづくりに関する現状と課題について、数点質問させていただきました。丁寧な御答弁により、うしく現代美術展については横ばいの状態が続いており、牛久シティマラソン大会においては、コロナ前よりやや縮小傾向が見られていると思います。また、文化活動にしろ、スポーツ活動にしろ、市民レベルでの活動が頭打ちの状態、裾野が広がっていないような感想を持ちました。子供たちへのアプローチが大切であるというただいまの答弁もありましたが、私も全く同感であります。

さらに、中央生涯学習センター文化ホールや運動公園内各施設のさらなる活用のために、専門的な知識を有する職員がいないというか、十分ではないのではないかと感じ、新たなニーズに応えるためにも施設整備が必要であり、そのような現況と課題を踏まえ、今後さらなる文化・スポーツの振興に向けた取組方法について伺いたいと思います。

そこで、まず1つ目の質問は、近隣市町村との連携による公益的な取組はどうかというものです。将来的に人口減少が予想される中、公共施設の維持運営という課題は、全ての自治体にとって共通課題であります。牛久市では現在、消防、し尿処理、水道事業、そのほかに斎場の運営においても、近隣市町村との連携の中で一部事務組合を設置し、運営してきています。

今後、文化芸術やスポーツ振興のためには、その拠点となる施設の円滑な維持管理、運営は必要不可欠だと思います。文化・スポーツ施設の運営方法として、近隣市町村との連携による公益的な取組は考えていないのか、伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 牛久市の公共施設は、近隣市町村からの利用も多く、龍ケ崎市との間には相互利用に関する協定を結んでいるなど、広域的な活用を推進してきた経緯があります。

しかしながら、龍ケ崎市との協定では、両市の住民がそれぞれの市の文化施設、スポーツ施設を同料金で利用できるというものとなっており、維持管理、運営の部分での協力体制というものではありません。

今後、施設の利用にとどまらない広域的な仕組みの中での施設管理・運営については、近隣市町村間での協議も必要となりますが、調査研究を進めていきたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 調査研究をお願いします。

今後の取組に関する質問の2つ目として、民間活力の利用について伺います。

これまでの公共施設の運営について、牛久市では、市直営による運営を基本としながら、一部業務について民間に委託する方法が多く取られてきたと思います。

そのような中、令和3年度の予算編成では、公益財団の設立による運営が検討され、その後の状況については、昨年と同僚議員の質問に対して、文化及びスポーツの振興に公益法人の活用のメリットは大きいので、公益財団設立については、議会での判断からゼロベースの検討を継続し

ている旨の答弁がありました。実は、私は令和3年度の予算審議において、執行部の説明する必要性について、それは何となく理解しながらも、唐突な提案との判断から賛成できなかった経緯があります。これ、予算ほかもあったんで、その部分もあるのですが、反対しました。しかしながら、今回の議論からも、現状を超える何らかの方法が必要であることは明白であり、そこで今後のさらなる文化・スポーツの振興に向けた取組方法として、財団の設立も含め、業務委託を超えた民間活力の活用について、現在どのように考えているか伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 文化やスポーツを継続的に振興するためには、多様化する市民ニーズに対応しつつも、経費の削減を図る必要性がございます。公益性を確保しながら収益性を重視していかなければならない部分もございます。

そのような中で、スポーツの分野においては、牛久市を含む県南西7市、龍ケ崎市、取手市、守谷市、つくばみらい市、坂東市、常総市、そして当市で、スポーツによる地方創生産官学連携プラットフォームが令和2年に設立され、それぞれの市が持つ特徴、資源を最大限に生かしながら、産学官が連携してスポーツを活用しての課題解決を行うことを目指しております。そこでは筑波大学をはじめ、民間企業にも御協力いただきながら、幅広い知見と経験をそれぞれの市がスポーツを活用した地域振興に生かしていく取組を行っているところでございます。

このような枠組みを有効に活用しながら、財団設立にとらわれず、民間のノウハウを活用しての事業展開など、牛久市にとって最適な形はどのようなものなのかをしっかりと見極めながら、これからの文化・スポーツ振興を進めてまいります。

また、先ほどの前問のいろんな龍ケ崎市との連携でございますけれども、実は今年4月に還暦野球全国大会というのがございまして、牛久が優勝いたしました。そのメンバーは、約3割が牛久市民ではありません。私は前もそういう団体、いろんなことやっていまして、いろんな野球の審判もそうなのですが、いろんな地域から今来ています。牛久はなぜそういう、やりやすく、そして受け入れる体質があるから、それは野球に関してもプレーヤーのことですけど、でもこれから私はいろんなところに、いろんな、要するにこの地域の持っていないものを、例えば牛久市は野球場を持っているけど、阿見町はない。だったら、そこをお互いに使いながら、いろんなことをしようという話を、そしていろんな牛久にないものを貸して、そしてあちらにないものはこちらで使っていよいよ、そういう地域の何ていいですか、大きな文化にしても、スポーツにしても、地域で様々な協力をし合えば、そして今まさしく、稲広、それから衛生組合、そういうものでも連携が深まっています。それしなくちゃ、この地域ではもう立ち行かない状況になることであります。ですから、スポーツにしても、芸術にしても、そういうことを今これからの地域振興のかなと思っています。

ですから、私は常々そういう旗を上げていましたので、そういうところに変な話というほかないですけど、こういうもので協力したいんだよという話が最近ございました。まだ公表できてませんが、庁議でそれは認めて、間もなく皆さんにお話しできると思いますけど、そういう常に私たちはいろんなアンテナを立てることによって、そういう話が舞い込んでくるのも現実でござ

います。そういう環境の中を私たちは皆さんとともにつくっていきたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 人口減少社会において、文化とスポーツの振興によるまちづくりを進めるために、公益的な取組にせよ、民間活力の活用にせよ、何らかの方法で活力を見出し、市外から牛久に訪れる交流人口の増加を図っていかなければならないと考えます。

そこで、最後の質問になりますが、根本市長の進める文化とスポーツの振興によるまちづくりに関して、次の段階に進むために、その方法について、後世に遺恨を残さないためにも、庁内はもとより、市民の意見を反映できるような仕組みの中で検討していくという考えはいかがでしょうか。具体的な取組として、まずこの庁内で横断的な取組体制を構築し、全市的な検討を行うといいのではないかなと思いますが、執行部のお考えをお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 全庁的横断体制の構築についてですが、これまでも牛久市では、各種事業を検討する際にはプロジェクトチームを立ち上げ、事業内容の検討を進めてまいりました。

議員御提案のとおり、文化やスポーツについても、教育委員会だけの問題として捉えるのではなく、牛久市のまちづくりにつながっていく重要な手段の一つとして、全庁的横断的に検討すべき課題であると考えています。また、庁内だけにとどまらず、大学などの研究機関が持つ研究成果を活用していくことも必要であると考えます。

スポーツと文化の振興は、まちの活性化のコンテンツです。文化やスポーツをまちの活性化のツールと考えると、牛久市には、牛久駅からほど近い場所にある日本遺産の牛久シャトー、ひたち野うしく駅や牛久阿見インターチェンジとのアクセスがよく、立地条件に恵まれた牛久運動公園など、活性化の拠点となり得る場所が点在しています。これら地域資源を活用することで、リピート率の高い新しい交流人口の創出につなげ、牛久市のファン創出だけにとどまらず、この地域全体の活性化につなげることが重要と考えています。

文化やスポーツの振興をまちの魅力創出の機会と捉え、庁内での連携はもちろんのこと、産学官連携した取組を進めていきたいと思っております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 本当に丁寧な答弁ありがとうございました。

3番目の質問をして、今後のさらなる文化・スポーツの振興に向けた取組方法についてということで市のお考えを今聞いたのですが、市長から答弁があって、今日この新しい言葉も覚えめました。私もネットで調べたら、地方創生官民連携プラネットフォーム（「プラットフォーム」に訂正あり）と書いてあったのですが、これきっと、市長、名前が変わったのですよね。新しいのこれなのですね。スポーツによる地方創生産学官連携プラネットフォーム（「プラットフォーム」に訂正あり）に参加、これが牛久、つくばみらい、守谷、取手、龍ヶ崎、坂東、常総、県の南西7市で構成する、これに参加してスポーツを活用した課題解決という取組を目指していると

ということで、大変新しいというか、新鮮な取組と思われ、今後どのように展開していくのか、本当に期待を持って見守らせていただきたいと思います。

一方で、このプラネットフォーム（「プラットフォーム」に訂正あり）が、具体的な施設の維持管理や運営をするわけではなく、今後のスポーツ振興の在り方を示す司令塔をするわけではなく、今後スポーツ振興の在り方を示す、何ていうか……、失礼しました。運営するのではなくて、司令塔になる土台というのですかね、になるのかなと感じました。

また、文化の振興に関しては、具体的な言及はなかったように感じたのですが、今後の取組についても、もう課題は先ほど次長が言ったように顕在化して目に見えているわけですから、その課題を解決していただくのに期待したいと思います。

今回、私の質問の旨に、行政として文化・スポーツの振興によるまちづくりを本当に積極的に進める上で、行政が主体的に取り組むべきこと、また宣伝するためにも、現在直営で実施している施設の維持管理や運営について、牛久市と緊密に連携できて、なおかつ柔軟で効率的な運営が期待できる手法を検討する必要があるのではないかということを考えて行った質問です。

牛久市の文化・スポーツの振興が、よりよい方向でどんどん進展していくことを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、5番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦勞さまでした。

午後4時58分延会